

第58回 佐用町議会〔定例〕会議録（第1日）

平成26年3月4日（火曜日）

出席議員 (15名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志		
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
			10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	矢 内 作 夫	14番	石 黒 永 剛
			16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ ゑ	18番	西 岡 正
欠席議員 (2名)	9番	高 木 照 雄	15番	山 田 弘 治
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	船 曳 覚	書 記	宇 多 雅 弘
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	鎌 井 千 秋
	企画防災課長	久 保 正 彦	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	梶 生 隆 弘	健康福祉課長	森 下 守
	農林振興課長	茅 原 武	商工観光課長	横 山 芳 己
	建 設 課 長	鎌 内 正 至	上下水道課長	上 野 耕 作
	生涯学習課長	平 井 隆 樹	天文台公園長	和 田 進
	上月支所長	伊 東 静 夫	南光支所長	小 野 功 記
	三日月支所長	塚 崎 康 則	会 計 課 長	小 林 裕 和
	教 育 課 長	坂 本 博 美	代表監査委員	樫 本 忠 美
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期決定の件
- 日程第 3. 施政方針について
- 日程第 4. 報告第 1 号 平成 25 年度佐用町農業共済事業特別会計における弾力条項の適用について
- 日程第 5. 発議第 1 号 佐用町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第 1 号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について
- 日程第 7. 議案第 2 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第 8. 議案第 3 号 三日月福祉拠点施設（ほっとちゃん）の指定管理者の指定について
- 日程第 9. 議案第 4 号 町道路線の認定について
- 日程第 10. 議案第 5 号 町道路線の廃止について
- 日程第 11. 議案第 6 号 町道路線の変更について
- 日程第 12. 議案第 7 号 農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定について
- 日程第 13. 議案第 8 号 佐用町防災行政無線局の設置及び運営に関する条例の全部を改正する条例について
- 日程第 14. 議案第 9 号 佐用町上月地区太陽光発電研修施設条例の制定について
- 日程第 15. 議案第 10 号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16. 議案第 11 号 佐用町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17. 議案第 12 号 佐用町立町民体育館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18. 議案第 13 号 佐用町保育園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19. 議案第 14 号 佐用町三日月福祉拠点施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20. 議案第 15 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21. 議案第 16 号 佐用町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22. 議案第 17 号 佐用町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23. 議案第 18 号 佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について
- 日程第 24. 議案第 19 号 平成 25 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）の提出について
- 日程第 25. 議案第 20 号 平成 25 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 26. 議案第 21 号 平成 25 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 27. 議案第 22 号 平成 25 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 28. 議案第 23 号 平成 25 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 29. 議案第 24 号 平成 25 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 30. 議案第 25 号 平成 25 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 31. 議案第 26 号 平成 25 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 32. 議案第 27 号 平成 25 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について

- 日程第 33. 議案第 28 号 平成 25 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 34. 議案第 29 号 平成 26 年度佐用町一般会計予算案の提出について
- 日程第 35. 議案第 30 号 平成 26 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案の提出について
- 日程第 36. 議案第 31 号 平成 26 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について
- 日程第 37. 議案第 32 号 平成 26 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について
- 日程第 38. 議案第 33 号 平成 26 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について
- 日程第 39. 議案第 34 号 平成 26 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について
- 日程第 40. 議案第 35 号 平成 26 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について
- 日程第 41. 議案第 36 号 平成 26 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について
- 日程第 42. 議案第 37 号 平成 26 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について
- 日程第 43. 議案第 38 号 平成 26 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について
- 日程第 44. 議案第 39 号 平成 26 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について
- 日程第 45. 議案第 40 号 平成 26 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について
- 日程第 46. 議案第 41 号 平成 26 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について
- 日程第 47. 議案第 42 号 平成 26 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について
- 日程第 48. 議案第 43 号 平成 26 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について
- 日程第 49. 議案第 44 号 平成 26 年度佐用町水道事業会計予算案の提出について
- 日程第 50. 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 51. 同意第 1 号 損害評価会委員の選任同意について
- 日程第 52. 請願第 1 号 学校給食費の無料化を求める請願
- 日程第 53. 予算特別委員会の設置及び委員定数について
- 日程第 54. 委員会付託について

午前 09 時 30 分 開会

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。開会にあたりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに、第 58 回佐用町議会定例会が招集されました。議員各位おかれましては、何かと体調の崩しやすい昨今の中、ご健勝にてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

22 年のですね、4 月に選挙が執行されまして、18 名体制であったわけでありましてけれども、途中、松尾議員がお亡くなりになり、17 人体制でやってきたわけでありましてけれども、今定例会が、私たちの任期の最後の定例会、このようになります。

どうか、予算も含めてですね、十分ご審議をいただきたいわけでありましてけれども、この 4 年間にはですね、21 年の 8 月の 9 日に災害が発生いたしまして、台風 9 号災害復旧・復興対策特別委員会を設置し、我々も取り組んできたわけでありまして。

そして、また、少子化が進む中、佐用町の将来を担う子供たちの健全育成のために、学校・保育園規模適正化調査特別委員会の設置もいたして取り組んでまいりました。

さらには、議会活動をより住民の皆さん方に分かりやすくするために、議会改革調査特別委員会も設置し、進めてきたところでありましてけれども、そんな中、皆さん方に大変御

苦勞をおかけしたわけでありませう。

今日からですね、25日まで22日間かけまして、3月定例会が開催され新年度予算等、また、審議していただくことになるわけでありませうけれども、どうか、よろしくお願ひをしたいと思います。

今期定例会において、本日付議されませう案件は、報告案件が1件、条例に関する案件が12件、26年度各会計予算案が16件、平成25年度各会計補正予算案が10件、請願が1件、その他案件が9件で、計49件でありませう。

何とぞ、議員各位にはこれら諸案件につき、慎重なご審議を賜り、適切妥當な結論が得られませうよう、お願ひし、開会の挨拶といたしましませう。

なほ、山田弘治議員及び高木議員より、入院治療のため欠席届が出ておられますので、報告しておきませう。

町長、挨拶お願ひしましませう。

町長（庵邊典章君） 皆さん、改めましておはようございましませう。早朝から御苦勞さませう。

3月に入り、25年度もですね、もう1カ月を切りました。年度末を迎えて、いろいろな行事もありまして、非常に忙しい時期を迎えておられます。その中で3月の定例議会、26年度に向けてのですね予算も提案をさせていただき、一つ十分なご審議をいただきながら、26年度へ向けて、準備ができますように、皆さんのご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

先般、高校の卒業式も2月28日に終わり、また、学校の規模適正化に伴う統合を予定しておられます4月の開校に向けてですね、中安小学校、徳久小学校、佐用小学校、江川小学校、それぞれ地域の皆さんが一緒になって、学校の一旦の、それぞれ閉校行事というのが、記念行事が行われ、無事盛大に、また、それぞれ行われておられます。

地域の皆さんの、いろいろな思い、また、子供たちもですね、学校に対する、いろいろな思い出と、懐かしさ、閉校し、また廃校になる学校にとっては、非常に寂しい思いを持ちながらですね、また、新しい学校の開校に向けた希望を持ってですね、閉校の行事ができましたこと、皆さん方もご参加いただきまして、それぞれありがとうございました。

また、卒業式、今年3月、まだ、中学校の卒業式、小学校卒業式、そして保育園においてもですね、閉園になる保育園もあります。それぞれ、また、式典も行いたいと考えておられます。それぞれ、また、ご出席のほうを、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、最後になりますけれども、先ほど、議長からもお話いただきましたけれども、庁舎の、この整備工事の中でですね、議場におきましても、このような形で、皆さんにご迷惑をおかけしましませうけれども、7日の日に地鎮祭を、安全祈願祭をとり行い、本格的な、今、工事が始まっております。

26年度いっぱいをかけてですね、この役場庁舎の整備を、きちっとやり遂げていきたいと、そういうことも考えておられます。

予算の上におきましてもですね、いろいろと計上させていただいておりますので、十分、ご審議いただきまして、適切な、皆さんの決定をいただきますように、お願ひ申し上げまして、御挨拶にかえさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、ありがとうございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第58回佐用町議会定例会を開会しましませう。

なほ、今期定例会のため、地方自治法第121条の規定により、出席を求めたものは、町長、副町長、教育長、各課長、各支所長、天文台公園長、代表監査委員であります。

なお、本日、1名の傍聴の申し込みがありました。

本定例会におきましては、庁舎増築工事のため臨時の傍聴席より傍聴していただいております。

傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならないことを遵守していただき、静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。

これより、本日の会議を開きます。

ただちに日程に入ります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（西岡 正君） 日程第1は会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により議長より指名をいたします。

14番、石黒永剛君。16番、鍋島裕文君。以上、両君をお願いいたします。

日程第2．会期決定の件

議長（西岡 正君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日3月4日から3月25日までの22日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日3月4日から3月25日までの22日間と決定いたしました。

日程第3．施政方針

議長（西岡 正君） 続いて日程第3、施政方針に入ります。

町長から施政方針の説明を受けます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、3月の定例議会、26年度に向けての予算を提案させていただくにあたりまして、私の思うところ、施政方針について、概略を述べさせていただきます。

基本的な考え方を申し述べまして、あわせて予算の編成方針、そして予算の概要についてのご説明を、まずさせていただきます。

私は、昨年10月の任期満了に伴う町長選挙におきまして、引き続いて、佐用町のかじ取りを託され、改めて、町民福祉の向上と、町政のさらなる発展に向けて、全力を傾注する決意をいたしたところでございます。

合併をして9年目を迎え、合併特例期間も残り少なくなりましたが、合併特例期間終了後を見据え、計画的で安定した財政基盤を維持しながら、少子高齢化と人口減少が続く厳

しい社会情勢の中、町将来を見据え、町将来のために、今、やらなければならないこと、今、できることを、山積する諸課題に積極的に取り組み、町民の皆様の安全で安心して暮らしていける元気なまちづくりを目指してまいりたいと思っております。

まず、過去4年余り最優先で取り組んでまいりました平成21年台風9号災害からの復旧・復興は、概ね順調に進んでおり、河川改修事業も仕上げの時期を迎えて、26年度を最終年度として、県と一体となって、事業完了を目指してまいります。

昨年6月には、地域防災計画の改定を行い、自然災害から町民の生命・身体・財産を守るため、本町の実情に即した防災・災害対応の基本としたところがございます。

また、合併以来、重点的に取り組んでまいりました子育て支援の充実と教育環境の整備におきましても、子育て支援センターの建設、学校施設の老朽化対策・耐震化率100パーセントの達成など、ハード面の整備とあわせて、子ども医療費の無料化、学童保育の実施、5歳児健診の導入など、ソフト面の充実を図りつつ、佐用町の教育基本方針に基づき、まちの将来を託する子供たちの教育の充実を図るため、学校・保育園の規模適正化という町の将来を見据えた歴史的な大事業に、今後も引き続いて、取り組んでまいります。

このような、多くの課題について、計画的に、また、確実に取り組んでいくためにも、安定した財政基盤の確立は、合併後の本町の最重要課題であり、安定した行政サービスの継続に必要なものでございます。

そのため、まず、従前から申し上げておりますとおり、経常的経費の抑制と債務の圧縮を2本柱として健全な財政運営を維持し、将来世代への責任を果たしたいと考えております。

政府は、昨年12月5日の臨時閣議で、好循環実現のための経済対策として、平成25年度補正予算案を決定をいたしました。この中で、新年度予算案と合わせた15カ月予算として編成し、4月の消費税増税による景気の落ち込みに備えているとしております。

当該補正予算案が2月6日に可決し、成立したことを受けまして、本町といたしましても、前年同様、国と歩調を合わせた新年度予算編成をいたしております。

このような情勢のもと、私の3期目の町政運営を担うに当たり、私の思うところをいくつか皆様にご報告申し上げたいと思います。

まず、自立と協働のまちづくりの推進でございます。地域それぞれの個性を生かし、さまざまなコミュニティ活動に取り組む地域づくり協議会に対し、昨年、地域自治包括交付金を創設し、支援を強化したところがございます。本年度につきましても、特認事業に対する交付金の特別枠を設けるなど、活発な事業展開が図られるよう、引き続き支援を行ってまいります。

また、いわゆる限界集落の問題につきましても、自治会の相互協力体制の促進、自治会及び農会の統合に対する財政的支援などを継続いたします。

次は、行政組織の効率化と行財政基盤の強化でございます。

まず、行政組織の効率化につきましては、役場庁舎を増築し、本庁機能を集約化することによりまして、町民の利便性に配慮したハード整備を行うことといたしております。現在、工事中であり、しばらくの間、何かとご不便をおかけいたしますが、ご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

職員定数適正化の推進につきましては、合併以来、定員適正化計画に基づき進行中でございます。平成26年度中に第3次定員適正化計画を策定し、新たな目標を定めたいと考えております。

行財政改革の推進につきましても、平成27年度からの5カ年を計画期間と定め、第3次行財政改革大綱の策定に取り組みます。

新たな財源創出を目指して進捗中の申山のメガソーラー事業でございますが、今後、町

有地の賃貸料や売電で得た収益など、一定の収入を長期間見込むことができます。これら関連事業収入につきましては、特別会計を設けて管理し、今後、子育てや教育、環境保全や地域活性化などの事業の財源として活用をしていきたいと考えております。

次は、子育て支援対策の充実でございます。子どもの医療費助成につきましては、制度の拡充を重ねて中学生までを無料化し、保護者の経済負担の軽減を図っておりますが、さらなる取り組みといたしまして、おたふくかぜ、水疱瘡（みずぼうそう）などの予防接種費につきましても平成 25 年度補正において助成制度をスタートさせ、安心して子供を産み育てられる環境づくりを、今後とも進めております。

保育園の規模適正化につきましては、保育園施設の整備と保育サービスの充実とともに幼児教育の強化を目指して推進しているところでございます。学校規模適正化推進スケジュールとの調整を図りながら、引き続き取り組んでまいります。

次は、障害者福祉の充実でございます。障害者自立支援法改め、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、第 4 期障害福祉計画を策定いたします。策定に当たっては、法に基づく日常生活・社会生活の支援が共生社会の実現に結びつくよう、障害者のニーズを的確に把握したいと考えております。

次は、災害に強いまちづくりの推進と定住環境の整備でございます。

先ほど申し上げましたが、役場庁舎の増築・改修の中におきまして、防災対策室の設置や電源設備の強化など、災害対策拠点施設としての整備も合わせて行うこととしております。

指定避難所の整備につきましては、年次計画により充実を図っておりますが、備品や非常用物資の管理を適切に行うため、簡易備蓄倉庫を購入し、備え置くことといたします。

非常備消防団の装備の充実につきましても、順次進めてきたわけでございますが、今後は救助用資機材を計画的に配備をしていきたいと考えております。

甚大な被害をもたらした平成 21 年台風第 9 号に伴う河川改修事業が、いよいよ最終年度を迎えます。大規模な河川改修工事に伴いまして、町水道施設の水源確保が喫緊の課題となってまいります。安全・安心な水道水を安定して供給できるよう、水道施設の建設改良事業にも取り組みます。

台風被害からの経過年数が 5 年という節目を迎えるに当たり、災害で尊い命を失われた方々の魂を鎮めるとともに、災害から復旧・復興へと向かう佐用町の象徴として、記念碑をつくり、その想いを後々まで語り継ぎたいと考えております。

災害の経験と教訓を後世に伝える災害記録誌は、本年度完成の予定でございます。

また、今後発生が予想される南海トラフ地震、山崎断層帯地震に対し、その備えが必要となってまいります。住宅耐震改修工事につきまして、県の補助制度と連携し、町の補助金を合わせて交付する制度を設け、住宅の耐震化を促進していきたいと考えております。

次は、よりよい教育環境の整備でございます。学校規模適正化につきましては、平成 23 年を起点に取り組みを進めてまいりました。関係者の皆様方のご尽力とご協力によりまして、新たに佐用小学校と南光小学校が誕生し、4 月の開校を迎えようとしております。今後とも、次代を担う人材育成の観点から、よりよい教育環境を子どもたちが享受できるよう、学校規模適正化を推進してまいります。

次は、活力ある農林業の振興でございます。農林業を取り巻く状況は、消費の減少、価格低迷、有害鳥獣による被害拡大など、非常に厳しいものばかりでございますが、このような現状を改善するため、これまで農地・農業用施設の整備や、林内路網整備など、農林業生産基盤整備事業を進めてまいりました。さらに、本年度は、地産地消の推進、地域産品のブランド化などの観点から、農業体験交流の機能をあわせ持つ、特産品販売促進施設の整備を検討していきたいと考えております。

最後は、商工・観光の振興でございます。町内の企業・商店の経営は依然として非常に厳しい状況にあることを踏まえ、新たな仕組みを設けて、頑張る経営者を支援するとともに、起業家の誘致、後継者の確保に努めたいと考えております。

平成 22 年度から取り組んでおります消費者行政につきましては、引き続き消費生活センターを庁舎内に設置し、消費生活相談員による窓口相談及び訪問相談、出前講座などの啓発活動を今後とも継続し、悪徳商法などに対する被害防止にも努めてまいります。

観光面では、放映中の NHK 大河ドラマ軍師官兵衛のゆかりの地として、その利点を生かした取り組みを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、以上のような方針に基づき編成いたしました、平成 26 年度予算案の概要について申し述べます。

予算額は、一般会計 127 億 2,024 万 1,000 円、特別会計・企業会計を合わせた総額で 217 億 5,335 万 1,000 円となりました。

一般会計は対前年度比 7.5 パーセント減で、130 億円を下回ったとはいえ、災害前の一般会計当初予算額が 119 億円余りであったことを考えますと、規模的に以前高い水準にあると思います。

それでは、予算案に計上しております主要な事業について申し上げます。

まず、災害関連事業では、防災行政無線デジタル整備など大型ハード事業が終了し、ソフト面が中心となっております。

災害モニタメントにつきましては 864 万円と見積もっておりますが、設置場所等、詳細は今後検討をしております。

災害記録誌の作成には 434 万 8,000 円を計上。前年度からの継続事業で、本年度成果品を見ることとなります。総事業費は 850 万円でございます。

地域づくり協議会に対する地域自治包括交付金でございますが、3,160 万円を計上。対前年度比 216 万円の上積みでございます。

庁舎整備事業費には、建物増築工事費のほか、住民情報システム、財務会計システム等のサーバー移転費用も含めまして、総額 10 億 6,088 万 6,000 円を計上いたしております。

次に、保育園規模適正化の推進に当たりましては、上月保育園の整備が必要となっております。今後、プランを練り上げ、その中身を確かなものとするため、調査設計費 700 万円のみを計上いたしておりますが、早急に結論を出し、具体的な予算措置を講じたいと考えております。

学校規模適正化に伴い、新たに誕生する南光小学校でございますが、校舎の大規模改造事業に着手をいたします。ご承知のとおり、工事期間が夏休み等に限定をされておりますので、本年度予算は 210 万円の実設計のみ行います。

学校体育館の吊り天井耐震化対策につきましても、実施設計費のみの 330 万円を計上いたしております。

次に、特産品販売促進施設につきましては、農業費に新規科目を起し、調査設計費 500 万円を計上し、地域の農林水産物や資源を活用し、地産地消、高付加価値化、6 次産業化を目指すものでございます。早急に関係者と協議し、合意形成を図り、事業が具体化をし、可能であれば補正での予算措置を行い、次のステップへと進んでいきたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

中小企業経営者の支援策といたしまして、利子補給制度を創設いたします。年間 10 万円を上限に、3 年間、支払利子額の 2 分の 1 を助成するもので、予算として 500 万円を計上をいたしております。

そのほかの新規主要事業といたしましては、平福・瓜生原邸の改修に 3,900 万円、地域の夢支援事業補助金の創設 500 万円。防犯カメラ設置費補助事業 20 万円。おたふくか

ぜ、水痘など、子どもの任意接種助成につきまして 512 万 4,000 円。障害福祉計画の策定 330 万円。住宅耐震改修工事費に対する助成 300 万円。指定避難所への簡易備蓄倉庫の設置 178 万 2 千円。西はりま消防組合指令センター総合整備事業負担金 6,231 万 9,000 円。佐用中学校トイレ改造など質的な整備に 3,160 万円。小中学校通学用車両の購入 2,030 万円。図書館システムの更新に 1,199 万 9,000 円などを計上いたしております。

国の平成 25 年度補正予算において措置された、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金につきましても、それぞれ 5,600 万円と 1,960 万円を計上いたしております。

次に、歳入につきまして申し上げます。

まず、町税におきましては、総額 22 億 1,138 万 4,000 円、対前年度比 0.6 パーセンの減でございます。

個人町民税におきましては、平成 21 年台風第 9 号災害に伴う雑損失の繰越控除が終了したため、増収を見込んでおりますが、法人町民税及び町たばこ税の減収見込みが大きいため、減額計上となっております。

町債は、防災行政無線整備事業の終了と、臨時財政対策債発行抑制によりまして、対前年度比 40.6 パーセント減で、総額 16 億 4,400 万円を見込んでおります。

減債基金の計画的繰り入れといたしまして 5,886 万 6,000 円、災害関連事業の荒廃溪流等整備事業等の財源として、災害復興基金 5,499 万円など、1 億 2,155 万 6,000 円の特定目的基金を取り崩し、それぞれの事業等に充当いたしますが、なお一般財源の不足が生じますので、財政調整基金 2 億 2,800 万円を取り崩し、予算に繰り入れをいたしております。

最後になりますが、まちづくりの基本は、町総合計画に掲げる、ひと まち 自然がきらめく 共生の郷 佐用の実現でございます。

今後とも、不断の努力をもって、堅実で公正、公平な行政、信頼される町づくりを、着実に進めてまいる決意であります。

議員各位、並びに町民の皆さまの変わらぬご理解とご協力を心よりお願いを申し上げまして、施政の方針並びに予算編成の概要の説明とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

議長（西岡 正君） 以上で施政方針の説明は、終わりました。

なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付いたしており、ご熟読のことと思っておりますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

日程第 4．報告第 1 号 平成 25 年度佐用町農業共済事業特別会計における弾力条項の適用について

議長（西岡 正君） 日程第 4、報告第 1 号であります。平成 25 年度佐用町農業共済事業特別会計における弾力条項の適用について、町長より報告があります。

町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第1号、平成25年度佐用町農業共済事業特別会計における弾力条項の適用についてのご説明を申し上げます。

佐用町農業共済事業の農作物共済勘定におきまして、台風などの風雨による被害が増加いたし、農作物共済金の支払いに不足が生じたため、平成25年12月27日付で弾力条項を適用いたしましたことをご報告申し上げます。

適用につきましては、資料の3ページ、収入では事業収入として農作物保険金271万8,000円、支出では事業費用として、農作物共済金271万8,000円のそれぞれ増額でございます。

地方公営企業法第24条第3項の規定によりご報告を申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

議長（西岡 正君） 以上で、町長の報告は終わりました。
これから質疑を行います。質疑ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） 鍋島議員。

16番（鍋島裕文君） じゃあ、1点伺います。

法律に基づく弾力条項の適用ということですね、これ何も、手続的には、当然だというふうに思うんですが、従来、この農業共済事業の当初予算から支出増になった場合ね、この間も、家畜共済の関係は、補正予算でね、この間、2回ほど組んできているわけですが、この農業共済を補正予算ではなく、弾力条項を適用した理由ですね、これは、議決が要りませんから。補正の場合は、議決要りますから、そのあたり正確に尋ねておきたいんですが。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） これにつきましては、災害が、まず発生するということがございまして、それに基づく損害評価を、これを行っております。これは、一律にできるわけではございませんので、それぞれの農地を見て回ることです。

それを行った後に、損害評価会を開いております。これが、昨年10月31日でございます。それに基づきます報告を県のほうにしまして、連合会のほうにしまして、そちらのほうでの共済金の確定を受けて、受けた後、すぐに支払ということになりますので、補正する間がないという結果が生じたということでございます。

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員よろしいか。

16 番（鍋島裕文君） はい、はい、分かりました。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） これの被害の状況なんですけども、だいたい農作物で被害というと、ウンカとか、それから、いもち、それに、そういった獣害とかで、そのために出てくると思うんですけども、今回の場合、このような弾力条項を適用するという事は、思わぬ被害だったと思うんですけども、こういった被害が生じたのですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 主なものは水稻の長雨によります、いわゆる倒伏ですね、これによる被害が大きかったということです。これが、だいたい今回の水稻の中では 502 万 6,000 円。

それから麦がありますので、麦は、48 万 5,000 円。小さい数字を言いますと 48 万 5,767 円ということです。

そういった主なものは、米の倒伏によるということでございます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） それで、倒伏なんですけれども、うちの近くでも、そういうのんが、全部倒れてしまって、これが被害にかかるんかどうかいということが、なかなか分からなかったみたいですが、農会長もかからんとかいうことを言われてましたが、結局、これに適用されたいうことでよかったんですけど、そういったわけで、今、知らない人があるんじゃないかと思うんですが、こういったことも農作物共済にかかりますよというような連絡を全体にされたのかどうか、そのへんもお尋ねします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） この被害につきましては、それぞれ農会長様を対象にした研修等を行っておりますので、被害があれば、申し出てくださいと。まず、農会長様からいただいた被害報告等に基づいて、それぞれの集落でまとめていただくわけなんですけども、これに基づいてということがございます。

後は、損害評価委員さんに、その稲が刈り取られる前までに見ていただくと。

刈り取られた後になりますと、これは、もう評価対象にはなりませんということでございます。

いますので、このへんが、一番苦慮するところです。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。
ないようですので、これで質疑を終結します。

日程第 5．発議第 1 号 佐用町議会委員会条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 5 に入ります。
日程第 5、発議第 1 号、佐用町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを、議題といたします。
提案に対する提出者の説明を求めます。議会運営委員長、敏森正勝君。

〔議会運営委員長 敏森正勝君 登壇〕

議会運営委員長（敏森正勝君） それでは、ただ今、上程されました発議第 1 号、佐用町議会委員会条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

昨年 の第 55 回定例会において佐用町議会の定数を定める条例を改正したことにより常任委員会等の構成等の所要の改正を行うものであります。

まず、第 2 条、常任委員会関係ですが、定数が 18 人を 14 人に改正したことから、常任委員会の構成、所管事項の改正を行うものです。

別表第 1 において 3 委員会から総務委員会、産業厚生委員会の 2 委員会に改正し、定数を、それぞれ 7 人とするものです。

所管の事項については、総務委員会は従前の総務委員会と同じとし、産業厚生委員会においては、従前の厚生委員会、産業建設委員会の所管事項を合わせて所管することに改正するものです。

次に、第 4 条、議会運営委員会関係では、常任委員会を 2 委員会とすることから、各委員会からの選出を 3 人に改正するものです。

第 6 条、資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会関係では、議員定数の改正に合わせ、その定数を 8 人から 6 人に改正するものです。

条例の施行日につきましては、公布の日以降最初に行われる佐用町議会の議員の一般選挙により選出される議員の任期の開始の日から施行するものとします。

以上、ご承認賜りますようお願いし、趣旨説明といたします。

議長（西岡 正君） 発議第 1 号に対する委員長の説明が終わりました。
本発議につきまして、本日即決といたします。
これから質疑を行いますか、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これより、討論を行いますか、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより、発議第1号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
発議第1号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、発議第1号、佐用町議会委員会
条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第1号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び
規約の変更について

議長（西岡 正君） 続いて日程第6、議案第1号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組
織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第1号、兵庫県市町
村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてのご説明
を申し上げます。

本議案につきましては、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する構成団体の数の増減
及び組合規約を変更するため、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づき、
議会の議決をお願いするものでございます。

その内容につきましては、同組合に加入している南あわじ市・洲本市小中学校組合が平
成26年3月31日付けで脱退することで、平成26年4月1日付けで小野加東環境施設事
務組合が小野加東加西環境施設事務組合に名称変更することを認め、同組合規約を変更す
るものでございます。

ご承認いただきますようお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
本案につきましても、本日即決といたします。
これから質疑を行います。質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これから討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより、議案第1号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第1号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第1号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第7．議案第2号 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議長（西岡 正君） 続いて日程第7、議案第2号、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを、議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

[町長 庵逄典章君 登壇]

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました、議案第2号、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約第11条関係において、広域連合に、広域連合長及び副広域連合長1人を置くことと定めておりますが、組織の運営にあたって、1名と定めている、副広域連合長を2名体制とすることにより、執行機関の強化を図り、制度の安定運営を図ることを目的に、規約の変更を行うものでございます。

規約の変更につきましては、県内全ての市町と協議することについて地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。ご承認をいただきますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましても、本日即決といたします。

これから質疑を行ないますが、質疑はございますか。

[質疑なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行いますか、ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第2号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第2号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第2号、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 8．議案第 3 号 三日月福祉拠点施設（ほっとちゃん）の指定管理者の指定について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 8、議案第 3 号、三日月福祉拠点施設(ほっとちゃん)の指定管理者の指定についてを、議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 3 号、三日月福祉拠点施設（ほっとちゃん）の指定管理者の指定について、提案のご説明を申し上げます。

佐用町公の施設の指定管理者の指定等に関する条例第 5 条の規定、公募によらない指定管理者の候補者の選定により選定を行い、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき指定管理者を指定したく考えております。

隣接する三日月ぶどうセンターについて、兵庫西農業協同組合から寄附を受け、今年度施設の改修を行ったところでございます。地域の福祉拠点施設として、さらなる充実を図るために、既存施設との一体的な利活用、地域による自主的・有効的な運営を目指し、南広自治会を指定管理者として指定するものでございます。

指定の期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの期間でございます。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましても、本日即決いたします。

これから質疑を行いますか、ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、指定管理の関係で、2、3、伺っておきます。

来年度予算にはね、この指定管理料ということで、36 万円が計上されておりますけれども、まず、なぜ、南広自治会に指定管理するのかという提案説明の中で、自主的・有効的な運営をね、強めてもらうということでの説明がありました。

これ、具体的にはね、指定管理することによって、南広自治会に、どのような権限が付与されるのかという点で確認しておきたいのですが、一つは、この使用の許可権を南広自治会に与えるのかということですね。

それから、2 点目に指定管理制度というのは、利用料金制度とって、指定管理者が料金を収入に入れるという制度がありますけども、この利用料金制度を南広自治会に付与するのか。この 2 点以外にね、南広自治会への権限付与というようなものがあるのかどうか。そのあたりの内容について、確認いたします。

議長（西岡 正君） それでは、お答え願います。

〔三日月支所長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、三日月支所長。

三日月支所長（塚崎康則君） はい、失礼します。

利用料金以外の収入はあるかという2点目のご質問なんですけれども、自治会、南広自治会4集落が、これから地元の地域の自主的な活動によって健康増進とか、そういった農産物の振興、特に、南広地域はぶどうの振興が非常に盛んなところでもあります。そういった農産物の振興。

それから、南広自治体をご存知のように4集落が南広集落となりました。これを、さらに一体的になるための拠点施設でもありますので、そういったところの利用料金が、これからは発生する。集落の会議等以外にも使える道は、考えておられるようです。そういったところからの収入もあるように聞いております。

それから、すいません。1点目のご質問、ちょっと、

議長（西岡 正君） はい、もう一度、ほな。

16番（鍋島裕文君） いや、聞いているのはね、確かに、JAの施設、寄附で、この後、条例改正も出ますね。利用料金の。それで、今までどおりと、どう違うのかということを確認しよんです。

つまり、指定管理することによって、いままでは、使用料、収入なんかは町に入って来てましたはね。それが、南広自治会の収入になるのかということを確認しよんです。

それから、それ以外に指定管理することによって、自主的・有効的な運営を強化するというような提案説明だから、何か、その特別にいいような内容があるのかどうかね。南広自治会にとって。そのことを確認しよんです。

〔三日月支所長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、三日月支所長、答弁願います。

三日月支所長（塚崎康則君） 自主的な活動なんですけども、私のほうで聞いておる範囲ですけど、南広自治会、これから、例えばです、冠婚葬祭、葬祭事業とか、そういったところがあれば、南広地域であれば、そういったものにも使っていきたいというふうには聞いております。

議長（西岡 正君） 収入の関係。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 指定管理を行うためには、指定管理の契約を行います。

その施設の目的、これは、地域のいろんな、これから活動、福祉活動、また、地域のコミュニティ活動、それから、ぶどうの生産等、そういう産業の活動、こういう形にも活動ができるようにということで、そういう目的を設定をしておりますので、そういう目的に沿った利用については、この指定管理者が自主的に権限を持って利用できるということで

あります。

それから、その使用料等につきましては、これは、また、規定を決めます。それによって、また、毎年の収支決算を出していただくことになりますので、それに基づいて、今後の指定管理料とか、そういうものは、また、協議をしていかなければならないということでもあります。

これまで、ほっとちゃんというの、横にあってですね、そこが、そういう目的で使われてきたわけですが、さらにですね、先ほど、支所長が申しましたように、4集落が統合して、一つの集落となりましたので、一つの集落の拠点施設としてですね、この農協が設置しておりました集荷場を改修をして、広い集会施設を設けて、地域の、先ほど言いましたような冠婚葬祭等にも利用されるということも想定もされております。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

16番（鍋島裕文君） はい。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） 金谷議員。

5番（金谷英志君） 今、町長、言われたように、指定管理にあたっては、ある程度、事業の計画というのを立てるということになってますから、今言われた冠婚葬祭には使える。JAから譲り受ける時から、地元の方々も協議されたと思うんですけども、事業計画、先ほど、支所長の中で、ぶどうの集荷センターであって、今、町長言われたようにね、だだっ広い、そのホールみたいなものに、今、なっているんですね。改装されてなってますから。

その農業関係の、その、どう言うかね、農業振興についても使えるというような施設ではないと思うんですけども、計画の中では、どういうふうになっているのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 施設自体がですね、非常に、かなり大きなものです。その中の3分の2ぐらいを、そういう集会施設につくって、残りを、また、倉庫のような形で残してあるわけです。

ただ、そこを集荷場として、そのまま以前のように利用するというものではありません。農業の、皆さんと一緒にですね、そこで研修をしたりですね、そういう農業、ぶどうの生産者なら生産者の会議を行うとかですね、そういうことにも使うという、利用することだというふうに、私は、考えております。

集荷、機器置いて、そこで作業を行うということを目的としたものでは、当然、ありませんので、それは、各それぞれ生産者のほうでも、自分で持っておられますし、それから、今回の、その整備を行った中で、一部、そういう場所も残してあります。

そういうことで、いろんな形で一体的に使おうということ、利用していこうということ

であります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

5 番（金谷英志君） はい。

議長（西岡 正君） ほかにありますか。
ないようですので、質疑を終結します。
これから討論を行いますか、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 3 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 3 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 3 号、三日月福祉拠点施設
（ほっとちゃん）の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第 9. 議案第 4 号 町道路線の認定について

日程第 10. 議案第 5 号 町道路線の廃止について

日程第 11. 議案第 6 号 町道路線の変更について

議長（西岡 正君） 次は日程第 9 に入ります。
日程第 9 ないし日程第 11 は一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 9、議案第 4 号、町道路線
の認定についてから、日程第 11、議案第 6 号、町道路線の変更についてまでを一括議題
といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 4 号から議案第 6
号につきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。
まず、議案第 4 号、町道路線の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。
今議会におきまして、町道路線の認定案件 6 路線を上程いたしております。
まず、整理番号 10170 番、路線名、浜線及び整理番号 10176 番路線名、殿町線は、佐
用川災害復旧助成事業に伴う殿町橋撤去工事により、宗行殿町線を廃止路線とし、新たに
浜線、延長 121 メートル及び殿町線、延長 94 メートルを新規路線として認定しようとす

るものであります。

次に、整理番号 10246 番、路線名、小和田下河内線は、県道上三河平福線庵地内の道路改良工事の完了に伴い、県道の一部延長 155 メートルが佐用町に移管されることとなり、これを新規路線として認定しようとするものであります。

次に、整理番号 10551 番、路線名、利神保育園線は、本年度新設改良工事を行い、延長 30 メートルを新規路線として認定しようとするものであります。

次に、整理番号 30226 番、路線名、中安 116 号線は、南光浄化センターまでの、延長 1,034 メートルを新規路線として認定しようとするものであります。

最後に、整理番号 30664 番、路線名、三河 134 号線は、ほ場整備事業により廃止しておりました延長 312 メートルを新規路線として認定しようとするものであります。

以上 6 路線の道路認定につきまして、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決が必要でございますので、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第 5 号、町道路線の廃止について、提案のご説明を申し上げます。

町道の路線の廃止、1 路線を上程いたしております。

整理番号 10176 番、路線名、宗行殿町線は、議案第 4 号、町道路線の認定についての提案説明でも申しあげましたとおり、佐用川災害復旧助成事業に伴う殿町橋撤去工事により、町道路線を廃止しようとするものでございます。

町道路線の廃止につきまして、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決が必要でございますので、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第 6 号、町道路線の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今議会におきまして、町道路線の変更案件 4 路線を上程をいたしております。

まず、整理番号 10173 番、路線名、石の堂南線は、佐用川災害復旧助成事業に伴い、路線の終点を佐用町宗行 158 番地先から佐用町宗行 153 番 1 地先に、延長を 138.35 メートルから 113 メートルに変更しようとするものであります。

次に、整理番号 10252 番、路線名、大河内線は、路線の変更に伴い、終点を佐用町下石井 13 番地先から佐用町下石井 184 番 1 地先に、延長を 1,302.29 メートルから 1,295.29 メートルに変更しようとするものであります。

次に、整理番号 10255 番、路線名、奥大河内線は、大河内線の終点の変更に伴い、起点を佐用町下石井 13 番地先から佐用町下石井 12 番地先に、延長を 2,121.93 メートルから 2,158.93 メートルに変更しようとするものでございます。

最後に、整理番号 30427 番、路線名、徳久 117 号線は、国土調査の成果に伴い、終点を佐用町平松 119 番地先から佐用町平松 116 番 1 地先に、延長を 90.23 メートルから 63 メートルに変更しようとするものであります。

以上、4 路線の町道路線の変更につきまして、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決が必要でございますので、ご承認賜りますようお願いを申し上げ、説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、ただ今議題としております、議案第 4 号ないし議案第 6 号につきましては、産業建設常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。

議案第 4 号について、質疑はございますか。

[質疑なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第4号は、会議規則第37条の規定により、産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第4号、町道路線の認定については、産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

続いて日程第10、議案第5号、町道路線の廃止についてを議題といたします。

これより質疑に入りますが、委員会付託をお含みの上質疑をお願いいたします。質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第5号は、会議規則第37条の規定により、産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第5号、町道路線の廃止については、産業建設常任委員会に付託することに決しました。

続いて日程第11、議案第6号、町道路線の変更についてを議題とします。

これより質疑に入りますが、委員会付託をお含みの上質疑をお願いいたします。質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第6号は、会議規則第37条の規定により、産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第6号、町道路線の変更については、産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第12. 議案第7号 農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定について

議長（西岡 正君） 続いて日程第12、議案第7号、農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定についてを、議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 続きまして、議案第7号、農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定について、提案のご説明を申し上げます。

この賦課金につきましては、毎会計年度、町が共済事業を行うのに必要とする事務費に充てる費用といたしまして、共済加入者に賦課金を賦課するものであります。

その内訳は、賦課総額 452 万 3,889 円、賦課単価につきましては、前年と同率とさせていただきます、各共済事業の共済金額に対する割合で、水稻共済割を 1,000 分の 2.7、麦・家畜・畑作物共済割を 1,000 分の 5、園芸施設共済割を 1,000 分の 2 の割合に設定しようとするものであります。

佐用町農業共済条例第5条第2項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認をいただきますようお願いを申し上げ、説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決といたします。

これから質疑を行ないますが、質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行いますか、ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第7号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第7号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第7号、農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第8号 佐用町防災行政無線局の設置及び運営に関する条例の全部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第13、議案第8号、佐用町防災行政無線局の設置及び運営に関する条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

[町長 庵逄典章君 登壇]

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第8号、佐用町防災行政無線局の設置及び運営に関する条例の全部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申

しあげます。

本町の防災体制を確立するため、災害時や非常時における通信連絡の確保と災害情報の伝達等を円滑にするとともに、平時における行政広報等の伝達に活用するため、平成 24 年度、25 年度の 2 カ年にわたり進めてまいりました防災行政無線デジタル整備事業が完成することに伴い、今般、従来の条例を整理し、全部改正するものでございます。

改正の内容につきましては、第 1 条で設置目的。

第 2 条にて、デジタル整備による設備について、その種別及び設置場所を定めております。

第 3 条について、戸別受信機等の無償貸与の基準を定めております。

第 4 条について、放送内容を整理し、新たに国民保護法による全国瞬時警報システムの伝達を追加して定めております。

このほか、現行条例第 6 条の放送の制限に関する内容は、管理運営規程で定め、現行条例第 9 条の戸別受信機の維持・管理にかかる経費の支出に関する内容は、施行規則で定めております。

また、現行条例第 1 条の目的及び第 5 条の業務区域に関する内容につきましては、今般、条文を整理して削除いたしております。

なお、条例改正に伴い、参考資料として施行規則を添付しておりますとおり、現行の施行規則について整理し、無線設備の任務、無線設備の運用にかかる職員の配置、戸別受信機の貸与・管理等について定め、現行の施行規則で定めている放送時刻、集落放送に関する内容等については、管理運用規程で定めております。

以上、ご承認賜りますように、お願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 8 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑はございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員。

3 番（岡本義次君） 当初ですね、なかなかデジタルが、やられた時に、電波が届かないとかいうようなことで、入らないいうんか、難聴いうんですかね、それで、こういう中継基地とか、中継局を、これ大分設けたわけでございますけれど、これらの分については、当初の入札金額の中で納まってしまったんかどうかということが 1 点と。

まだ、町内において、各お家にですね、よく入るかどうかという確認がされておりましたけれど、それらについては、全て完了したかという、この 2 点についてお伺いします。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） この問題が起きて、後にですね、この対策については、これまでも何度もご報告を申し上げてきたところであります。

この施設についての設計と施工についてですね、それぞれ受信、きちっと伝達ができるということで設計をして、また、工事を行って、委託をしていると、請負契約をしている

ということでありますのでね、ですから、これまでの説明どおり、それに対する必要な対策ということについては、その契約の範囲内で、きちっとやっていただくということで進めておりますし、それから、今、その対策によって、今、設置している個別受信機等における性能においてもですね、今のところ、まず、問題なく進めているというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） 委員会付託なので、1 点だけ確認します。

提案説明の中で、定時放送や集落放送ですね、この関係は、管理運用規程で規定するという提案説明あったんですけども、時報については変更がありましたけど、定時放送等では変更があるんかどうかね、そのあたり、ちょっと確認しておきたいんですが。

議長（西岡 正君） はい。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） 今のところは変更はございません。

16 番（鍋島裕文君） ないね。はい。

議長（西岡 正君） ほかにありますか。

ほかにないようですから、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 8 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 8 号、佐用町防災行政無線局の設置及び運営に関する条例の全部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 14. 議案第 9 号 佐用町上月地区太陽光発電研修施設条例の制定について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 14、議案第 9 号、佐用町上月地区太陽光発電研修施設条例の制定についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第9号、佐用町上月地区太陽光発電研修施設条例の制定について提案のご説明を申し上げます。

本研修施設は、佐用町の再生可能エネルギーへの取り組みや地球環境保全の重要性を町民皆様に普及することを目的として建設をいたしております。

4月から運用を開始するため、設置目的などを定めた上月地区太陽光発電研修施設条例の制定を提案するものでございます。

ご承認いただきますようお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第9号も、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第9号は、会議規則第37条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第9号、佐用町上月地区太陽光発電研修施設条例の制定については、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここで休憩に入りたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

この時計で11時から再開したいと思いますので、よろしく申し上げます。

午前10時45分 休憩

午前11時00分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き、会議を再開します。

日程第15. 議案第10号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第15、議案第10号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 10 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、技能労務職員給料表に再任用職員の給料月額を追加規定するものでございます。

公的年金の支給開始年齢の引上げに伴う地方公務員の雇用と年金の接続の問題につきましては、平成 25 年 3 月 26 日の閣議決定を踏まえ、同 29 日に総務副大臣通知が出され、60 歳で定年退職する職員に、年金支給開始年齢の引上げによる無収入期間が発生しないようにするための再任用制度の導入について技術的な助言がなされております。

本町におきましては、合併当初から佐用町職員の再任用に関する条例を制定し、再任用制度を導入するための条件を整えておりますが、制度を実質運用していないこともあり、技能労務職給料表に再任用職員の給料月額を規定いたしておりませんでした。

今回、総務副大臣通知の主旨を踏まえ、再任用制度導入のための条件整備として技能労務職給料表に再任用職員の給料月額を規定するものであります。

なお、給料月額につきましては、国家公務員の給料表及び本町の一般行政職給料表の再任用職員の給料月額や本町の臨時的任用職員給料表の給料月額等との整合性に配慮して算出、職員組合との協議で合意を得て決定をいたしております。

ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 10 号も、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑はございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員。

3 番（岡本義次君） これ、どう言うんですか、ほかの市町村と比べて、だいたい金額的には、似たようなものなのでしょうか。

それとも、佐用独自で、そういう国、県の今、総合して、適正金額に持っていったと言われておりますが、そこらへんについては、いかがでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） 金額につきましては、各町これ、県下の 12 町の状況ですけれども、3 月に提案する予定のところもありますし、それぞれ異なっております。

今、私ところが提案する内容と同じ金額のところも 2、3 町あります。

議長（西岡 正君） よろしいか。ほかにございませんか。

はい、ないようですので、質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 10 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 10 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決しました。

日程第 16. 議案第 11 号 佐用町特別会計条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 16、議案第 11 号、佐用町特別会計条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 11 号、佐用町特別会計条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、メガソーラー事業収入特別会計を新設するものであります。

ご承知のとおり、アイデック株式会社と共同出資で設立した有限責任事業組合で運営するメガソーラー事業につきましては、町有地の賃貸料や売電で得た収益など、一定の収入が長期間見込めるところであります。

これら収入の入口を一本化し、特別会計を設けて区分経理することによりまして、関連事業収入の総額を明確化し、子育て、教育や環境保全、地域活性化などに特化した財源にいたしたいと考えております。

出口につきましては、一般会計等、歳出目的に則したところへ当該財源を繰り出し、有効活用を図りたいと考えております。

ご承認いただきますように、お願い申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましては、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） すいません。単純な質問で恐縮なんですけども、あえて、その特別会計名に、収入を根拠にしての特別会計ということで分かるんですけども、名称に、その収入特別会計という収入という言葉を入れている、抜本的な、何か理由というのはあるんですか。

議長（西岡 正君） はい。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） 町長。はい。

町長（庵逄典章君） 本当に単純な質問で、答えようが、ちょっと単純に答えざるを得ないんですけども、やはりメガソーラー事業特別会計というだけではですね、じゃあ、そのメガソーラーを、今度、つくっていくための事業にもあたるわけです。

ですから、今回は、この事業の収入のみを、特別会計で管理をすると、明確化していくという目的ですから、新たに、例えば、これから、さらに新しいメガソーラー事業なり、メガソーラーという名前を付けておりますので、ソーラー事業ということで、例えば、バイオ発電とか、そういうことへ事業展開がされれば、名前の変更も考えなきゃならないかもしれないかもしれませんが、今のメガソーラーの施設を、新しく、また、増設していくということになればですね、その事業は、一般会計なりで行っていくということになるわけです。

そこから、また、得た収入のみを、会計で、きちっと明確化して、使用目的を有効に使っていきたいというふうに考えております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） これね、つくった当初は、当然、支出というんがないと思うんですけど、年がたって、ある程度、そういう架台なり、また、パネルが損傷した時には、それやっぱり、メガソーラーの事業収入から、支出するんじゃなくて、一般会計から、また、持っていくというふうにするんですね。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） もう少し、ちょっと、よく、これまでの、この組合の設立ということについて、ご理解いただきたいんですけども、その事業は、この事業組合で行っていくわけです。ですから、そういう経費はかかってきます。管理をしていく経費、また、機器をですね、また、例えば、今、パネルの破損がある場合もありますし、途中、取りかえていかなきゃ、耐用年数がくる機器もあるわけです。そういうのは、この事業の中で、全て行っていくわけで、そういうもの差し引いたものが利益として配分を受ける、するわけです。

その利益のところ、この収入を、この会計で受けるということですので、それとは、全く、この会計から、また、繰り出すとかいう問題ではありません。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

はい、ほかにありませんか。

ないようですので、本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 11 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 11 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 11 号、佐用町特別会計条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 17. 議案第 12 号 佐用町立町民体育館条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 17、議案第 12 号、佐用町立町民体育館条例の一部を改正する条例についてを、議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程いただきました議案第 12 号、佐用町立町民体育館条例の一部を改正する条例について、提案のご説明を申し上げます。

今回改正する内容は、学校規模適正化における江川小学校及び中安小学校の廃校に伴います体育館を町民の皆様へ開放するため、町民体育館と位置づけ、条例の一部及び施行規則の一部を改正するものであり、内容といたしましては、町立体育館条例に江川体育館及び中安体育館として文言を追加するものであります。

ご承認いただきますように、お願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましても、本日即決といたします。

これから質疑を行います、質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行います、ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 12 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 12 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 12 号、佐用町立町民体育館条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 18. 議案第 13 号 佐用町保育園条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 18、議案第 13 号、佐用町保育園条例の一部を改正する条例についてを、議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 13 号、佐用町保育園条例の一部を改正する条例について、提案のご説明を申し上げます。

佐用町保育園規模適正化計画により、佐用保育園と江川保育園が統合し、佐用保育園に、また、長谷保育園と平福保育園及び石井保育園が統合し利神保育園に、それぞれ新保育園として設置するため、この度、佐用町保育園条例の一部を改正するものであります。

今回の統廃合により、佐用町保育園条例第 2 条関係であります、別表中の保育園の名称を改正するとともに、佐用保育園と利神保育園においては、児童の保護者の労働時間、その他家庭の状況等により時間延長を希望される場合は、午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分までを限度として、保育時間を延長することができることといたしました。

ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましても、本日即決いたします。

これから質疑を行います、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 13 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 13 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 13 号、佐用町保育園条例の一部を改正する条例については、原案のとおり、可決されました。

日程第 19. 議案第 14 号 佐用町三日月福祉拠点施設条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 19、議案第 14 号、佐用町三日月福祉拠点施設条例の一部を改正する条例についてを、議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 　　ただ今、上程をいただきました議案第 14 号、三日月福祉拠点施設条例の一部を改正する条例について、提案のご説明を申し上げます。

　　今回の改正は、今年度福祉拠点施設（ほっとちゃん）の改修を行い、多目的室を増設したことに伴うもので、別表第 2 に、当該増設部分の室名、使用料をそれぞれ追加するものであります。

　　ご承認いただきますように、お願いを申し上げ提案の説明といたします。

議長（西岡 正君） 　　提案に対する当局の説明は終わりました。

　　本案につきましても、本日即決といたします。

　　これから質疑を行います。質疑はございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） 　　はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） 　　じゃあ、先ほどからの続きで 1 点だけ。

　　自主的、有効的な南広自治会の運営強化ということで、ちょっと先ほどの質問の中で、許可権を与えるのかという使用許可ですね、というような質問もしていたんですが、今回の参考資料で改正を、最後のページで許可は佐用町長ということになってますね。許可証はね。

　　ということは、許可権は南広自治会に与えるということにならないのかどうかね。その点、確認します。

議長（西岡 正君） 　　はい、それでは、お答え願います。

　　総務ですか。町長ですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） 　　はい、町長。

町長（庵逄典章君） 　　いやいや、許可というのは、この利用される方に対しての許可ですね。

16 番（鍋島裕文君） 　　はい、そうです。

町長（庵逄典章君） 　　それは、指定管理契約を設けますので、その目的に沿ったものである範囲内ですね、自主的に、ここ管理運営をしていただくこととなりますので、基本的には、許可権は、当然、指定管理者に与えるという形にもなるかと、実質的にね、なるかと思えます。

　　ただ、その目的に沿ったもので、内容的なものに外れるような物事については、基本的には、町の施設でありますので、これは、町が指定管理者に対して、指定管理者に対して

の許可というのが、また、その上にあるという形で考えていただければと思います。

議長（西岡 正君） ほかに、質疑ございませんか。
ないようですので、質疑を終結します。
これより討論を行いますか、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 14 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 14 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 14 号、佐用町三日月福祉拠点施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 20. 議案第 15 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 20、議案第 15 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを、議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました、議案第 15 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、国の平成 26 年度税制改正の大綱を踏まえた地方税法等の一部を改正する法律及び、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、後期高齢者支援金分、介護納付金分等の賦課限度額を変更しようとするものであります。

また、平成 26 年度の予算編成にあたり、保険給付等を実施する財源確保について、被保険者の保険税で賄う額を確保する必要があり、税率の変更を実施するものであります。

今回の税率の変更については、県下の各市町の国民健康保険（料）税等の税率も調査をし、税率の上昇幅を抑える観点から、国保準備基金の取り崩し、一般会計からの法定外繰入金も確保し、医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の全体を見直し、収支の改善を図ろうとするものでございます。この改正につきましては、佐用町国民健康保険運営協議会の承認をいただいているところであります。

今回の条例改正は、佐用町の国保会計が実質収支の連続赤字、適正な保険料の設定など、改善に向けた取り組みとして、将来的に国保会計の安定した運営を図る面から必要でありまして、提案をさせていただくものであります。

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度以後の年度分において適用し、平成 25 年度分までの保険税については、なお従前の例によるものと、定めるものでございます。

ご承認いただきますように、お願いを申し上げて、提案理由のご説明とさせていただきます。

ます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 15 号は、厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑はありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） 委員会付託ですので、2、3点だけ、ちょっと確認だけしておきます。

まず、最初の限度額の引き上げの関係でありますけれども、高齢者支援。介護納付金分の限度額の引き上げという、これ第2条関係ですね、2条の改正出てますけれども、これは医療分の限度額の引き上げがなかったのかという確認だけですけど、1点、お願いします。

それから、2点目に、均等割、平等割、医療から、支援分から、介護分から全て引き上がっておりますけれども、これでね、2年前に引き上げた時は、10パーセントの引き上げという、世帯平均がですね、いうことでなりました。

ところが、その、昨年9月の決算議会で24年度の世帯平均が、確か、15万円幾らでしたか、4,990円ですかいうことで、15パーセントほどの引き上げになっておるんじゃないかという確認をしたわけですが、それで、ちょっとここで確認したいのは、この税率改正によって世帯平均が現行幾らから、幾らに、どの程度の伸び率になるのか。その見込みとしてね、その見込みを、ぜひ教えていただきたい。

その2点をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（梶生隆弘君） それでは、鍋島議員のご質問にお答えをいたします。

医療給付分の限度額の変更はないのかというご質問でございますが、医療給付分については、法改正の中で、今、51万円だと思っておりますが、変更はございません。

それから、26年度の予算での、どれだけの影響額があるかというご質問だと思います。平成25年度の予算におきまして、世帯平均額が予算上で確認しますと、12万9,858円でございます。それから、一般被保険者分の平均額が7万5,432円になります。

それで、今回の予算編成に基づいた世帯平均額が13万7,598円。それから、被保険者の平均額が8万3,533円でございます。

それで、上昇幅につきましては、世帯平均額が7,741円。それから、一般被保険者数の上昇金額が4,921円ぐらいという形で見込んでございます。

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員、よろしいか。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい。

16 番（鍋島裕文君） これ、何ぼになるんや。1割はいかんのか。そうですね。6割、7パーセントかというような引き上げの当初予算の関係になります。

それでね、本町は、国保税が、非常に低い。県下でね。いうことで、いつも出てくるんですけども、実際、国保加入者というのは、大変なね、思いで払っている点があります。

それで、今日はいいんですけども、委員会の中で、ぜひ見ていただきたいのは、世帯平均、1人平均ということだけ見たらね、確かに所得の低い町の国保加入者は、当然、低くなるという計算になるので、均等割や平等割は、今回、かなり上がりますはね。医療から、支援から、介護分からね。この税率で見た場合に、県下で、どのあたりにあるのかというような一覧も、ぜひ、提示いただきたいというのが1点。

それから、2点目に、幾分、今回の改正で拡充される問題で、第23条関係、これが5割減額、2割減額について一定の所得水準が拡充されるということで、一定の恩恵があるわけですね。そのあたりが、どのぐらい出るのかという見込みです。

例えば、24年度決算で見ると、保険基盤安定の繰り入れが、約、この財政軽減のための分としては5,100万円だったんですね。だったら、この改正によって、5割、2割減額が拡充されることによって、これは保険基盤安定の繰り入れに反映しますから、どのくらい増額されるのか。つまり、どのくらい減額されるということになるわけです。比較したら。

それは、どのようになっているか、お尋ねいたします。

[住民課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（梶生隆弘君） 一応、我々が調べておるのは、平成25年度の税率までは調べてございます。で、各市町が、どういう状況になるのか、ちょっと把握はしておりませんので、この25年度の税率で、うちが、このまま上げたら、どれぐらいのランクになるのかという資料等はできるかとは思っています。

それから、2番目の5割、2割軽減の範囲が若干、上がるという形で、どれぐらい納税者に有利になって、どれだけ繰入金が増えるのかという状況でございますが、これについては、ちょっと算定のしようが、今のところは、システムがございませんので、そういった資料等の提示は、ちょっとできないという形で、ご理解をいただきたいと思っております。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 今、佐用町の国保会計の現状、内容につきましてはですね、また、委員会等で詳しく説明をさせていただきたいと思っております。

ただ、2年前にですね、国保税の改定も行いましたけれども、実際、この今の国保会計の現状を見ますとですね、25年度におきましても、この後出てきます、提案させていただきます補正予算においても、また、一般会計からの繰り入れをですね、7,000万円ぐら

い増額しなければ会計が成り立たないというような、非常に厳しい現状であります。

ただ、確かに、今、佐用町内の国保加入者だけではないですけれども、加入者の生活状況、経済状況見てですね、非常にまあ、低所得の方も多いわけでありまして、そういう軽減措置、そして、国保税率の、できるだけ低額に抑えたいと、こういう思いは、当然、持っております。

県下において、税率だけで言いますと、佐用町、かなり低額の保険料で、今は運営をしているわけでありまして、来年度におきましてもですね、今年度の状況を見ますと、相当の1億を優に超えるですね、一般会計からの法定外繰入を実施しなければ会計が運営できないと、そういう状況を見てですね、今後さらに、もっともっと厳しくなっていくだろうと。いっきに大きな改定をするということは、非常に難しいと思いますので、26年度においては、できるだけ法定外繰入も限度額を、かなり上げてですね、また、基金も取り崩しをして上昇幅を最低限に抑えたいということで、約7パーセントぐらいの、今、改定を行いたいと思っております。

ただ、保険給付につきましては、約20億ぐらいな給付がされているわけですが、その中で、税として納めていただく保険料は、総額で3億3,000万円の額です。ですから、約7パーセント改定をしたとしてもですね、その増収は2,000万円余りにしかありません。

ですから、現在の今年度におきましても1億2,000、3,000万円の今、担当課の今、計算では、それぐらいの赤字になるということでもありますので、それから見てもですね、これを全て解消しようとするれば、税率をもう5割ぐらい上げないとだめだというような形になってしまいますので、法定外の繰り入れも、一応、限度はありますけれども、佐用町の財政状況も勘案しながら、できる限りこういう支援を行っての、何とか国保会計を維持して行きたいと、そういう考えで取り組みたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

また、詳細につきましては、委員会等で十分にご審議をいただきますように、お願ひします。

議長（西岡 正君） はい、ほかにありますか。

ないようですので、質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第15号は、会議規則第37条の規定により、厚生常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第15号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第21. 議案第16号 佐用町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第21、議案第16号、佐用町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 16 号、佐用町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、兵庫県が実施する河川改修事業の影響により、佐用簡易水道の佐用・真盛水源取水施設において現状の認可取水量の確保が困難であることが、兵庫県が主催する千種川水系における地下水対策検討委員会において判明し、その対策として佐用水源では、井戸の掘下げ、真盛水源では井戸を新たに設けることにより安定した認可取水量が確保できるとの結論が出されております。

この結果を踏まえ、兵庫県健康福祉部水道係との協議の結果、取水地点の変更は変更認可申請が必要であること。

給水人口について、前回の変更認可から 10 年以上経過しており給水人口の見直しが必要であること。

以上の理由により、変更認可申請手続きを行うにあたり条例改正が必要となり、計画給水人口の見直しを行った結果、本条例中第 4 条 1 項の、計画給水人口を 4,815 人から 4,049 人に改めようとするものでございます。

ご承認をいただきますようお願いを申し上げます、提案の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましても、本日即決いたします。

これから質疑を行ないます。質疑はありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） お尋ねします。

まず、この簡易水道のところの人数ですね。4,815 人から 4,049 人、直近の数字だと思わんですが、この差がどれぐらいになると見直さないといけないということが、そういった決まりがあるのかどうか。

今回は、水源が変わるということで、認可をもらうための、認可変更ということで、こうなっているんですけど、それを 1 点聞きたいのと。

それとですね、後にも出てきますけども、水道事業と簡易水道ですね、その上水道と簡易水道の統合が国のほうでは進められているように聞いておりますが、今回、また、結構、早い、あと 3 年ぐらいでしなくてはいけないということ、チラッと国のほうの計画を見たんですけども、そういった中で、ついでにするのがいいか悪いかは、私には、今は分かりませんが、そういった検討もなされたのかどうか。二つお願いします。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（上野耕作君） 失礼します。

町長の答弁にもございましたとおり、今、河川改修で、この上水から簡水について、4 地区についてですね、改修が必要になってきようということでございます。

で、当然、先ほども申し上げていただいたとおりですね、対策が必要だという中で、どうしても、その井戸を変えるということになりますと、これは当然、認可変更が必要になるというふうなことも指導を受けまして、その中で、人口につきましても、平成 10 年度ですか、前回やっておるわけなんですけれども、それから、相当、年数がたっておるということで、変更認可につきましてはですね、どうしても直近のですね、計画給水人口が必要やというような指導も受けまして、この度、皆さんにご承認をお願いしたわけでございます。

以上です。

それと、あと統合についてのご質問でございますけれども、これも簡水につきましても、平成 28 年度に、こういう簡水の補助の関係がなくなるというようなこともございまして、国のほうでは、統合に向けての指導を受けております。

これにつきましても、今現在、検討してですね、どういう課題があるのか。それから、統合するべきかどうかということについて研究をして、最終的にはですね、結論を出していかなければいけないと思っております。

今のところ、まだ、そこまでは、とりあえず緊急の課題ということで、河川改修の部分で、とりあえず、早くやるということで、現状を回復するというので、今、進めております。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） それで、お聞きしたいんですが、この簡易水道の場合は、給水計画人口は、1 人から 5,000 人までということだと思うんですけども、この今、766 人ぐらい減ってますけど、この中でね、そういった中で、交付税なんかの関係は、変わりがあるのでしょうか。ないのでしょうか。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

上下水道課長（上野耕作君） そこまでは、ちょっと、私、ちょっと分かりませんのですけれども、基本的にはですね、給水量等は変わりません。はい。それは、ちょっと、こう分かりません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。ほかにありますか。
ないようですので、質疑を終結します。
これから討論を行いますか、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 16 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 16 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 16 号、佐用町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 22. 議案第 17 号 佐用町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 22、議案第 17 号、佐用町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

[町長 庵逄典章君 登壇]

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 17 号、佐用町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、議案第 16 号で説明させていただいたことと同様に、上月上水の久崎・大酒水源取水施設において認可取水量の確保が困難であるとの結論がだされており、その対策として久崎水源では、現状の水源と新たに井戸を新設することで、また、大酒水源においては、計画河川の起業地内となるため、ほかに井戸を設けることとなっております。

以上の理由により、佐用町簡易水道事業の設置等に関する条例と同様に条例改正が必要となり、計画給水人口の見直しを行った結果、本条例中第 3 条 3 項の、計画給水人口を 6,500 人から 5,058 人に改めようとするものでございます。

ご承認いただきますようお願いを申し上げて説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましても、本日即決いたします。

これから質疑を行いますか、ございますか。

[質疑なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行いますか、ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 17 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 17 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 17 号、佐用町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 23. 議案第 18 号 佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第 23、議案第 18 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今上程をいただきました、議案第 18 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

この度の一部改正は、賦課金の端数処理方法について規定を明確にするほか、2 項目について佐用町農業共済条例の改正を行う必要が生じたものであります。

改正内容は、第 5 条事務費の賦課につきまして、共済加入者負担の賦課金の端数処理方法について、西播管内で統一し、掛金の合計額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を全額切り捨て、その額から、加入者掛金の額を差し引いて得た額を賦課金額とする 2 項目を加えるものでございます。

また、第 6 条、督促、滞納処分等に関する引用条文につきましては、佐用町の分担金その他の収入金の督促及び滞納処分に関する条例とあるのを、佐用町税条例に改め、第 138 条第 2 項及び第 3 項並びに第 139 条第 3 項中、管理者とあるのを、町長と改めるものであります。

ご承認をいただきますようお願いを申し上げて、提案のご説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましても、本日即決いたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） お尋ねしますが、この賦課金額ですけども、今までですと掛金が、例えば、2,514 円とか 19 円とかいう、その端数が切られて 10 円単位になると思うんですけども、それによってですね、ということは、切り捨てるだけであると、今度は、全体の総額が、入が変わってくると思うんですけど、そのへんは、どういうふうに、中では、変わるんでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） それは、10 円にするということですので、あとは、それに合

った会計処理をしていくということでございます。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） それと、この税条例ですけれども、この例えば、期間が、納入までの期間が、大変短いと思うんですけれども、そういった時に、この税条例を定めるところによるということなんですけれども、例えば、その共済金を、もし、かけ忘れた場合ですと、保険金というか、共済金が入って来ない、もらえないということになるので、そのへんの税条例との関係は、どう。ちょっと、私が、分かりにくいので、どうなるのか、教えてください。

[農林振興課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） その掛金をかけなかった場合に、災害が起きた場合に保険金がいただけないという話。これはもう、農業共済の事業としてですね、それは、そういった形を取ることがあるかも知りません。それは、そのケースによると思います。

それから、もう一つ、ここで言う、佐用町税条例に基づくという場合には、これは、納めていただく、その掛金をですね、基本的には、2反5畝、25 アール以上ですか、これ強制加入ということになりますので、掛けていただくという。そういった場合に、未納が生じた場合に、じゃあ、それに対する延滞金をどうしましょかという時に、その税条例の延滞金の計算方法に基づいた延滞金をいただきたいという時の計算の根拠に使わせていただきたいと、その引用条文が、前の引用条文はですね、違っていたということで、それを改めさせていただきたいということで、今回、提案させていただいておる。

ちょっと、税条例に基づくものでは、支給はないということです。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。ほかに。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） ちょっと、これ分かりにくいんですけどね。

じゃあ、ちょっと確認だけしますね。

督促、滞納の関係で、現行の分担金その他の収入金の督促及び滞納処分に関する条例の定めるところ、それを町税条例に定めるところに変えるという意味なんですけど、まず、分担金云々に関する条例というような条例はありませんね。そういう条例はね。

だから、その分担金、どこか出ている内容の督促、延滞、滞納処分の内容だったら適用するいうふうに解釈するのかということと。

それと、具体的に、これによって、どない変わるんですか。実質、何か、変わったことに。例えば、督促、滞納の関係は、町税条例は、最高 14.6 パーセントですね。減免措置がありますけれども。そういった内容と、何か、違いが出てくるんですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） これは、誠に申し訳なつたんですけれども、この合併した当時にですね、条例を制定した時に、その元々のこういった条例のひな形というんですか、準則みたいなものがございます。それに基づいた条例の制定の仕方を、一つはしておったということです。

ですから本来、佐用町には、佐用町の分担金その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例というのはなかったわけです。なかったものを、誤って引用、そのまましておったということです。

本来、前の議会でも出ましたように、ほかの例えば、水道であるとか、いろんなものを取りまとめましてですね、税以外のものを取りまとめて、そういった条例をつくっておれば、確か、石堂議員の質問あったと思うんですけれども、そういったものつくらないんかというようなご質問、あの時あったと思うんですけれども、そういったものをつくっておれば、それは、全部のね、延滞金に引用できると、税以外のものにとということだったんですけど、佐用町の場合、たまたま、そういったやり方やらずに、今回も、全部、それぞれの徴収に基づくもので、規定を定めたりとか、引用したりとかいうやり方だった。

今回、私のほうも、その時に一緒に挙げようかなと思ったんですけれども、これは、県との関係がございますので、連合会のほうへと確認をしながらやっていくということで、県の認可を最終的には受けないかんということでございます。県庁のほうへも確認しながら、引用条文のあり方ということ、これ、ちょっとあったものですから、ほかの改正の時に一緒に出せなかったという。今回、遅れて出したという、そういったことでございますので、それに基づいてというような、特にございません。

ただ、税条例に基づくような、いわゆる経済に伴う変動があった場合の率が下がった時には、それに応じて下げていくということでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。ほかにありますか。

ないようですから、質疑を終結します。

これから討論を行います。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 18 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 18 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 18 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

ここでお諮りします。昼食のために休憩したいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。
議場の時計で午後 1 時から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午前 1 1 時 4 5 分 休憩

午後 0 1 時 0 0 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き、休憩前に引き続き、会議を開きます。

-
- 日程第 24. 議案第 19 号 平成 25 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）の提出について
日程第 25. 議案第 20 号 平成 25 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
日程第 26. 議案第 21 号 平成 25 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 27. 議案第 22 号 平成 25 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 28. 議案第 23 号 平成 25 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
日程第 29. 議案第 24 号 平成 25 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
日程第 30. 議案第 25 号 平成 25 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 31. 議案第 26 号 平成 25 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
日程第 32. 議案第 27 号 平成 25 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 33. 議案第 28 号 平成 25 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3 号）の提出について

議長（西岡 正君） 次は日程第 24 に入ります。
日程第 24 ないし日程第 33 については一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 24、議案第 19 号、平成 25 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）の提出についてから、日程第 33、議案第 28 号、平成 25 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3 号）の提出についてまでを一括議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 19 号から議案第

28号につきまして一括議題とされましたので、順次、提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第19号、平成25年度佐用町一般会計補正予算第5号からご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,182万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136億3,663万4,000円に改めるものでございます。

その中身につきまして、第1表、歳入歳出予算補正によりまして、まず、歳入から説明をいたします。予算書1ページをご覧ください。

町税につきましては、2,900万円の減額でございます。うち、町民税におきましては、個人町民税が2,360万円の減額であります。固定資産税、軽自動車税におきましては、それぞれ400万円、80万円の増額。町たばこ税におきましては、1,100万円の減額。入湯税におきましては、80万円の増額を見込んでおります。

地方交付税は522万2,000円の増額で、国の補正予算に伴う普通交付税の調整率分の追加交付でございます。

分担金及び負担金につきましては、159万円の減額でございます。うち、分担金におきましては、292万6,000円の減額で、土地改良事業分担金などの精算見込みであります。負担金におきましては、133万6,000円の増額。学童保育個人負担金、老人保護措置費施設費負担金などの実績見込みに基づくものでございます。

使用料及び手数料につきましては、1,047万8,000円の減額でございます。うち、使用料におきましては、22万2,000円の増額で、行政財産使用料などの実績見込みを計上いたしております。手数料におきましては、1,070万円の減額で、搬入ごみ処理手数料の実績見込みに基づくものでございます。

国庫支出金につきましては、2,058万3,000円の減額でございます。うち、国庫負担金におきましては、3,858万3,000円の減額で、児童手当国庫負担金3,700万円、公共土木施設災害復旧費負担金177万5,000円の減額などでございます。国庫補助金におきましては、1,800万円の増額。社会資本整備総合交付金では、防災安全交付金からの予算振りかえのほか、国の補正予算に伴う増額が主なものであります。

県支出金につきましては、1,927万6,000円の減額でございます。うち、県負担金におきましては、191万6,000円の増額で、児童手当県負担金などでございます。県補助金におきましては、2,361万4,000円の増額。国の補正予算に伴う、ため池等整備事業助成費の増額などが主なものであります。委託金におきましては、4,480万6,000円の減額。県知事及び参議院議員選挙、県営地籍調査事業委託金の精算見込みによる減額などでありませう。

財産収入につきましては、1,207万9,000円の増額でございます。うち財産運用収入におきましては、1,159万4,000円の増額で、財政調整基金預金利子など収入見込額に応じて利子を増額いたしております。財産売払収入におきましては、48万5,000円の増額で、河川改修に伴う土地売払代金でございます。

寄附金につきましては、100万円の増額で、一般寄附金、ふるさと応援寄附金でございます。

繰入金につきましては、1,523万2,000円の減額です。うち、特別会計繰入金におきましては、45万2,000円の増額で、介護保険特別会計のサービス勘定からの繰入金でございます。基金繰入金におきましては、1,568万4,000円の減額で、災害復興基金などでありませう。

諸収入につきましては、970万4,000円の増額であります。うち、延滞金加算金及び過料におきましては、320万円の増額。町預金利子におきましては、18万円の増額。受託

事業収入におきましては、136万3,000円の減額。雑入におきましては、768万7,000円の増額で、ひまわり祭り駐車料金、町有建物災害等共済金などが主なものでございます。

町債につきましては、1億366万8,000円の減額でございます。臨時財政対策債は、借入見込みによる減額。過疎地域自立促進事業債は、ソフト分の限度額超過分を増額。庁舎建設等整備事業、道路新設改良事業などの合併特例事業債におきましては、実績見込みによる減額。橋梁維持事業は、国の補正予算を用いた財政措置に伴い追加計上いたしております。

次に、歳出でございますが、国の補正予算に伴う追加事業以外は、実績見込み、あるいは精算見込みによる整理が主な内容でございます。

総務費につきましては、1億3,387万4,000円の減額でございます。うち、総務管理費におきましては、1億155万9,000円の減額で、庁舎整備事業や太陽光発電施設整備事業の実績見込みによるものでございます。徴税費におきましては、720万円の減額で、不動産鑑定評価委託料などの実績見込みによるものでございます。選挙費におきましては、2,504万6,000円の減額で、町長選挙、県知事選挙、参議院議員選挙の精算によるものでございます。統計調査費におきましては、予算整理によって6万9,000円を減額いたしております。

民生費につきましては、2,278万円の増額であります。うち、社会福祉費におきましては、6,700万8,000円の増額で、国民健康保険特別会計繰出金や障害福祉サービス費などでございます。児童福祉費におきましては、4,370万4,000円の減額で、児童手当など、実績見込みによるものでございます。災害救助費におきましては、住宅災害復興融資利子補給金52万4,000円の減額でございます。

衛生費につきましては、3,919万5,000円の減額であります。うち、保健衛生費におきましては、135万2,000円の増額で、簡易水道事業特別会計への繰出金が主なものでございます。清掃費におきましては、4,054万7,000円の減額で、にしはりま環境事務組合への負担金などを減額いたしております。

農林水産業費につきましては、3,892万1,000円の減額であります。うち、農業費におきましては、1,191万2,000円の減額。国の補正予算に伴う、ため池の耐震点検調査費や延吉地区土地改良事業共同施行補助金を増額いたしております。しかし、農業振興費、団体営ため池等整備事業費、地籍調査事業費など、事業の実績見込み、あるいは精算見込みによりまして、全体では減額となっております。林業費におきましては、2,700万9,000円の減額。林内路網整備費などの実績見込みによる減額であります。

商工費につきましては、88万9,000円の減額。災害対策運転資金融資利子補給金などの実績見込みによる減額が主な内容であります。

土木費につきましては、7,997万1,000円の減額であります。うち、土木管理費におきまして、17万9,000円の増額で、土地開発基金への繰出金などでございます。道路橋梁費におきましては、6,288万2,000円の減額。国の補正予算に伴う、橋梁長寿命化事業を追加いたしております。道路新設及び橋梁新設改良事業費では、事業の進捗状況により、翌年度に振りかえるなどによって減額いたしております。河川費におきましては、県への河川事業などの実績見込みによる810万円の減額であります。下水道費におきましては、762万9,000円の減額で、特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。住宅費におきましては、153万9,000円の減額で、住宅の長寿命化計画事業などであります。

消防費につきましては709万3,000円の減額で、西はりま消防組合負担金が主なものでございます。

教育費につきましては、723万8,000円の減額であります。うち、教育総務費におきま

しては、79 万円の減額で、実績見込みによる予算整理であります。小学校費におきましては、6 万円の増額で、教材用の備品購入などでございます。中学校費におきましては、457 万 1,000 円の減額で、実績見込みによる予算整理でございます。社会教育費は、245 万 8,000 円の減額で、歴史的環境保存施設整備補助金などの減額が主な内容でございます。保健体育費におきましては、52 万 1,000 円の増額で、上月体育館の修繕料などあります。

災害復旧費につきましては、700 万円の減額であります。うち、農林水産施設災害復旧費におきましては 340 万円、公共土木施設災害復旧費におきましては、360 万円をそれぞれ減額いたしております。

諸支出金につきましては、1 億 1,957 万 9,000 円の増額で、基金費の財政調整基金など各種基金積立金でございます。うち、任意積み立ては、ふるさと応援基金 80 万円、過疎地域自立振興基金 1 億 637 万 6,000 円、災害復興基金 48 万 5,000 円。そのほか基金利子の積立金の予算整理でございます。

次に、繰越明許費の追加でございますが、第 2 表、繰越明許費補正により説明をいたします。5 ページをご覧ください。子ども子育て支援システム整備事業 1,101 万 6,000 円、震災対策農業水利施設整備事業 3,530 万円、土地改良共同施行事業 1,500 万円、道路維持事業 3,250 万円、道路新設改良事業 2,678 万円、橋梁維持事業 3,490 万円、橋梁新設改良事業 6,239 万 7,000 円、河川改良事業 128 万 6,000 円、衛星通信ネットワーク整備事業 934 万円、同事業の西はりま消防組合負担金 160 万 8,000 円、それぞれの事業につきまして、地方自治法第 213 条に規定する繰越明許費の金額を設定するものでございます。

次に、債務負担行為の変更につきまして、同じく 5 ページの第 3 表、債務負担行為補正により説明をさせていただきます。庁舎整備事業につきましては、限度額を 10 億円から 8 億 4,956 万 4,000 円に、災害記録誌作成業務委託につきましては、限度額を 250 万円から 434 万 8,000 円に変更をいたします。いずれも平成 25 年度の実績見込みに基づくものでございます。

次に、地方債の追加、変更でございますが、第 4 表、地方債補正によりまして、説明をさせていただきます。予算書 6 ページでございます。地方債の追加は、橋梁維持事業におきまして、国の補正予算に伴う起債予定額の限度額を 880 万円に設定をいたしております。地方債の変更は、過疎地域自立促進事業におきまして、借入限度額の超過が認められたため、限度額を 2 億 1,540 万円に改めるものであります。公共土木施設災害復旧事業におきましては、単独災害復旧事業の増加により、限度額を 1,080 万円に変更をいたします。

以上、佐用町一般会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 20 号、平成 25 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,335 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 23 億 1,606 万 1,000 円に改めるものでございます。

その中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算補正によりまして説明をさせていただきます。

まず、歳入から説明いたします。予算書 1 ページをご覧ください。

国民健康保険税につきましては、66 万円の増額でございます。一般被保険者・退職被保険者の資格異動等に伴う、現年課税分の実績見込みによる増減調整分でございます。

国庫支出金につきましては 4,160 万 4,000 円の減額でございます。国庫負担金は 1,698

万 2,000 円の減額で、医療費及び拠出金等の実績見込みによるものでございます。国庫補助金は 2,462 万 2,000 円減額で、医療費及び拠出金等の実績見込みに基づく、過不足調整分でございます。

療養給付費等交付金につきましては 2,778 万 9,000 円の増額で、保険給付費の実績見込みによるものでございます。

県支出金につきましては 3,029 万 1,000 円の減額であります。県負担金は、123 万 7,000 円の減額で、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金を、国庫負担金と同額を減額し、県補助金は 2,905 万 4,000 円の減額で、医療費等の実績見込みに基づく減額でございます。

共同事業交付金につきましては 331 万 3,000 円の減額で、高額医療費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金の、実績見込みによる増減調整分でございます。

財産収入は、1 万 1,000 円の増額で、保険給付費準備基金の利子分であります。

繰入金につきましては、7,010 万 7,000 円の増額で、他会計繰入金、職員給与等繰入金、その他一般会計繰入金の実績見込によるものでございます。

次に歳出についてご説明をいたします。

総務費につきましては、131 万円の増額であります。総務管理費は 148 万 2,000 円の増額、徴税費 10 万円の減額、運営協議会費 7 万 2,000 円の減額、人件費及び事務費の実績見込みによる、予算整理であります。

保険給付費につきましては、3,300 万円の増額で、療養諸費 2,600 万円の増額、一般被保険者及び退職被保険者療養給付費の増減調整分を計上いたしております。高額療養費は 700 万円の増額で、一般被保険者高額療養費の実績見込みによるものでございます。

共同事業拠出金につきましては、857 万 7,000 円の減額で、事業の実績見込による予算整理であります。

保健事業費につきましては 266 万 5,000 円の減額で、特定健康診査等事業費 176 万 4,000 円減額、保健衛生普及費 90 万 1,000 円減額、いずれも事業の実績見込による予算整理であります。

基金積立金につきましては、1 万 1,000 円の増額であります。

諸支出金は、28 万円の増額で、償還金及び還付加算金、保険税還付金の予算整理であります。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の、提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 21 号、平成 25 年度佐用町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてのご説明をいたします。

初めに、事業勘定の歳入歳出予算の補正でございますが、今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 232 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21 億 2,347 万 7,000 円に改めるものでございます。

その内容につきましては、第 1 表、歳入歳出予算補正によりまして説明をいたします。

歳入から説明します。1 ページをご覧ください。

国庫支出金につきましては、94 万 6,000 円の増額であります。うち、国庫負担金におきましては、介護給付費負担金 14 万 8,000 円の増額。国庫補助金におきましては、79 万 8,000 円の増額。介護保険システム改修費補助金の増額が主なものであります。

支払基金交付金につきましては、21 万 5,000 円の増額であります。内容は、介護給付費交付金の増額が主なものであります。

県支出金につきましては、9 万 3,000 円の増額であり、内容は、介護給付費負担金の増額でございます。

財産収入につきましては、9,000 円の増額であります。内容は、介護保険給付費準備基

金預金利子の増額であります。

繰入金につきましては、106万4,000円の増額であります。うち、一般会計繰入金におきましては、介護給付費繰入金9万2,000円、事務費繰入金84万1,000円をそれぞれ増額、基金繰入金におきましても13万1,000円の増額でございます。

次に歳出であります。総務費につきましては、157万6,000円の増額でございます。内容は、総務管理費のうち、介護システム改修委託料147万円、介護認定審査会費10万6,000円をそれぞれ増額いたしております。

保険給付費につきましては、74万2,000円の増額であります。内容は、支援サービス等諸費のうち、介護予防サービス計画給付費負担金74万2,000円を増額いたしております。

基金積立金で9,000円の増額は、介護保険給付費準備基金預金利子収入の増額に伴うものであります。

続いてサービス事業勘定についての歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74万2,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,004万5,000円に改めるものでございます。

その内容につきましては、第1表、歳入歳出予算補正により説明をさせていただきます。

歳入から説明をします。7ページをご覧ください。歳入では、サービス収入につきまして、予防給付費収入の内、居宅支援サービス計画費収入74万2,000円を増額いたしております。

次に、歳出では、サービス事業費につきまして、居宅サービス事業費29万円、諸支出金については、繰出金45万2,000円をそれぞれ増額いたしております。

以上で、介護保険特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第22号、平成25年度佐用町朝霧園特別会計補正予算（第2号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万3,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,477万2,000円に改めるものであります。

その内容につきましては、第1表の歳入歳出予算補正により説明をいたします。

まず、歳入から、1ページをご覧ください。事業収入につきましては、195万4,000円の増額であります。内容は入所者数の変動により、生活扶助費で72万2,000円の減額、施設事務費では267万6,000円の増額をいたしております。繰入金は、一般会計からの繰入金206万2,000円を減額し、諸収入では、5,000円を増額いたしております。

次に歳出でございますが、民生費につきましては、10万3,000円の減額でございます。うち、老人ホーム費におきまして、一般管理費7万3,000円、運営費3万円をそれぞれ減額いたしております。

以上、朝霧園特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第23号、平成25年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,246万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,221万5,000円に改めるものであります。

その中身につきましては、第1表、歳入歳出予算補正により説明をいたします。

歳入から予算書1ページをご覧ください。分担金及び負担金につきましては、負担金360万円の増額で、実績見込みに基づくものであります。

使用料及び手数料につきましては、使用料150万円の減額で、同じく実績見込みによるものであります。

財産収入につきましては、財政調整基金預金利子11万4,000円の減額で、利子の確定

によるものであります。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 928 万 6,000 円を増額いたしております。

諸収入につきましては、雑入 2,573 万 3,000 円の減額で、河川改修関連事業による水道管移転補償費等の実績見込みに基づく精算見込み額を計上いたしております。

町債につきましては、4,800 万円の減額で、精算見込みによる対象事業費の減に伴う減額でございます。

次に歳出であります。簡易水道事業費につきましては、6,246 万 1,000 円を増額いたしております。うち、管理費におきまして、16 万円の減額。建設改良費におきましては、6,230 万 1,000 円の減額で、25 年度事業計画の実績見込み、河川改修関連事業において県光都土木事務所との協議調整の結果、徳久バイパス上水管移設補償工事等の設計委託料を 2,191 万 2,000 円、工事請負費を 4,038 万 9,000 円、減額補正をいたしております。

次に、繰越明許費の追加でございますが、第 2 表、繰越明許費補正により説明をいたします。2 ページをご覧ください。簡易水道事業費の建設改良費で、多賀橋上部工水道管移設工事費 160 万円につきましては、地方自治法第 213 条に規定による繰越明許費の金額を設定するものであります。

以上、簡易水道事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 24 号、平成 25 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてのご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6,276 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 5,230 万 1,000 円に改めるものでございます。

その内容につきましては、第 1 表、歳入歳出予算補正により説明をいたします。

歳入から、予算書 1 ページをご覧ください。国庫支出金につきましては、国庫補助金 1,000 万円の減額で、生活排水施設統廃合詳細設計について、兵庫県下水道課と調整協議により翌年度事業としたことによる減額でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 762 万 9,000 円を増額いたしております。

諸収入につきましては、雑入 2,843 万 1,000 円の減額で、河川改修関連事業に伴う管渠移設補償費の実績及び精算見込みによる減額でございます。

町債につきましては、公共下水道債 1,670 万円の減額で、そのうち、県光都土木事務所との協議により、徳久バイパス管渠設計 500 万円は県補償費対象となったため減額を、また、生活排水施設統合事業詳細設計については、国庫補助金と同様に協議により 1,170 万円を増額いたしております。

次に歳出でございますが、公共下水道事業費につきましては、6,276 万円の減額であります。うち、管理費におきましては、19 万 4,000 円の減額で、一般管理費、現場管理費において、実績及び精算見込みに基づく補正をいたしております。事業費におきましては、6,256 万 6,000 円の減額で、徳久バイパス建設工事に伴う管渠移設補償工事等の実績並びに精算見込みによる設計委託料 2,617 万 7,000 円の減額、同様に工事請負費においても 3,638 万 9,000 円の減額補正をいたしております。

次に、繰越明許費の追加でございますが、第 2 表、繰越明許費補正によりまして説明をさせていただきます。2 ページをご覧ください。公共下水道事業費で、多賀橋の管渠移設工事費 160 万円につきましては、地方自治法第 213 条の規定する繰越明許費を設定するものでございます。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 25 号、平成 25 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 302 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 3,039 万 8,000 円に改めるものでございます。

その内容につきまして、第 1 表、歳入歳出予算補正により、説明をさせていただきます。

歳入から、予算書 1 ページをご覧ください。使用料及び手数料につきましては、生活排水処理施設使用料 100 万円の減額で、実績見込みに基づくものでございます。繰入金につきましては、一般会計繰入金 202 万 2,000 円の減額でございます。

次に、歳出であります。生活排水処理事業費につきましては、302 万 2,000 円の減額であります。うち、浄化槽管理費におきましては、浄化槽管理費 297 万 8,000 円の増額で、新規浄化槽 20 基の追加により 93 万 8,000 円、浄化槽ブロワーの部品交換等で 204 万円を増額計上いたしております。農業集落排水施設管理費におきましては、現場管理費 600 万円の減額で、処理場施設の機器設備修繕、国道県道等のマンホール周りの舗装修繕等の維持に係る工事請負費を実績見込みに基づき減額をいたしております。

以上で、生活排水処理事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 26 号、平成 25 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第 3 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 25 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 1,997 万 8,000 円に改めるものでございます。

その内容について、第 1 表、歳入歳出予算補正により、説明をさせていただきます。

歳入から、予算書 1 ページをご覧ください。財産収入につきましては、財産運用収入 9,000 円の増額で、整備基金預金利子の実績見込みに基づくものであります。諸収入につきましては、雑入 25 万円の増額で、シーツ使用料でございます。

次に、歳出であります。教育費におきましては 25 万円の増額でございます。グループロッジ運営費におきまして、施設清掃委託料及び寝具レンタル料の増額でございます。天文台公園運営費におきましては、過不足調整を行っております。

諸支出金につきましては、基金費 9,000 円の増額でございます。基金預金利子の確定に伴い、基金利子積立金を増額をいたしております。

以上で、西はりま天文台公園特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 27 号、平成 25 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算（第 2 号）についてのご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 130 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,582 万 1,000 円に改めるものであります。

その内容につきましては、第 1 表、歳入歳出予算補正によって説明をさせていただきます。

歳入から説明をします。1 ページをご覧ください。診療収入につきましては、外来収入 130 万 1,000 円の減額であります。内容は、保険診療報酬収入の減額であります。

次に歳出でございます。総務費につきましては、総務管理費 130 万 1,000 円の減額であります。主なものは、報酬で歯科医師報酬を 105 万円、歯科医師派遣旅費 28 万 4,000 円をそれぞれ減額したものであります。

以上、歯科保健特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

それでは、最後に、議案第 28 号、平成 25 年度佐用町水道事業会計補正予算（第 3 号）についてのご説明をいたします。

今回の補正の主な理由は、25 年度事業計画の精算見込みを確定させるもので、河川改修事業において、県光都土木事務所河川復興室との協議調整の結果、小赤松橋橋梁工事等に係る配水管移設補償工事に伴う県補償費、大酒・久崎水源施設の事業損失補償に伴う設

計委託料及び土地購入費の減額が主なものであります。

その内容について、説明を申し上げます。予算書1ページをご覧ください。第2条の資本的収入及び支出において、収入の第1款、資本的収入の第1項、企業債を3,100万円の減額、第3項、他会計負担金を300万円減額、第4項、工事請負金を4,619万円減額し、資本的収入を7,408万4,000円に、支出の第1款、資本的支出の第1項、建設改良費を7,359万円減額し、資本的支出を1億2,326万1,000円に改めるものであります。

また、第3条の予定支出の各項の経費の金額の流用において、第1項、建設改良費を7,359万円減額し、7,261万4,000円に補正するものであります。

以上で、佐用町水道事業会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

以上、議案第19号から議案第28号までの補正予算について、一括して説明をさせていただきました。ご審議いただき、ご承認賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。提案の説明を終わらせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題となっております、議案第19号ないし議案第28号につきましては、3月14日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

-
- | | | |
|--------|--------|--------------------------------------|
| 日程第34. | 議案第29号 | 平成26年度佐用町一般会計予算案の提出について |
| 日程第35. | 議案第30号 | 平成26年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案の提出について |
| 日程第36. | 議案第31号 | 平成26年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について |
| 日程第37. | 議案第32号 | 平成26年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について |
| 日程第38. | 議案第33号 | 平成26年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について |
| 日程第39. | 議案第34号 | 平成26年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について |
| 日程第40. | 議案第35号 | 平成26年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について |
| 日程第41. | 議案第36号 | 平成26年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について |
| 日程第42. | 議案第37号 | 平成26年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について |
| 日程第43. | 議案第38号 | 平成26年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について |
| 日程第44. | 議案第39号 | 平成26年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について |
| 日程第45. | 議案第40号 | 平成26年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について |
| 日程第46. | 議案第41号 | 平成26年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について |
| 日程第47. | 議案第42号 | 平成26年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について |
| 日程第48. | 議案第43号 | 平成26年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について |
| 日程第49. | 議案第44号 | 平成26年度佐用町水道事業会計予算案の提出について |

議長（西岡 正君） 続いて、日程第34に入りますが、日程第34ないし日程第49についても一括議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 34、議案第 29 号、平成 26 年度佐用町一般会計予算案の提出についてから、日程第 49、議案第 44 号、平成 26 年度佐用町水道事業会計予算案の提出についてまで一括議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、大丈夫ですか。

町長（庵途典章君） はい。

議長（西岡 正君） それでは、提案理由の説明をお願いします。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 29 号から議案第 44 号の平成 26 年度佐用町一般会計並びに各特別会計予算の提案の説明をさせていただきます。

少し長くなりますけれども、どうぞ、よろしく願いをいたします。

まず、議案第 29 号、平成 26 年度佐用町一般会計予算の提案をご説明申し上げます。

予算第 1 条のとおり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 127 億 2,024 万 1,000 円、対前年度比 10 億 3,278 万 5,000 円、7.5 パーセントの減でございます。

予算額の減少につきましては、防災行政無線デジタル化事業の完了により約 4 億 4,000 万円、公債費の繰上償還約 4 億 6,000 万円の皆減が要因でございます。

それでは、予算の内容につきまして、第 1 表、歳入歳出予算によりましてご説明をいたします。

まず、歳入から説明を申し上げます。予算書 1 ページをご覧ください。

町税につきましては、22 億 1,138 万 4,000 円を計上、対前年度比 1,284 万 1,000 円、0.6 パーセントの減でございます。うち、町民税におきましては、7 億 2,652 万 4,000 円、対前年度比 60 万円、0.1 パーセントの減でございます。固定資産税におきましては、13 億 1,459 万 1,000 円、同じく 194 万 6,000 円、0.1 パーセントの増。軽自動車税におきましては、5,340 万 9,000 円、同じく 114 万円、2.2 パーセントの増。町たばこ税におきましては、1 億 1,566 万 7,000 円、同じく 1,598 万 7,000 円、12.1 パーセントの減であります。入湯税は 119 万 3,000 円、同じく 66 万円、123.8 パーセント増でございます。

次に地方譲与税及び各種交付金でございますが、全て昨年 12 月に総務省から示された地方財政対策に基づく見込み数値を計上いたしております。

地方譲与税につきましては、1 億 3,530 万円を計上、対前年度比 2.2 パーセントの減であります。内訳は、地方揮発油譲与税が 4,160 万円、1.2 パーセント増。自動車重量譲与税が 9,370 万円、3.6 パーセント減であります。

利子割交付金は、510 万円で 2.2 パーセントの増。

配当割交付金は、1,190 万円で、84.5 パーセントの増。

株式譲渡所得割交付金は、140 万円、75.0 パーセントの増。

地方消費税交付金は、地方消費税率の引き上げにより 1 億 9,752 万円、10.3 パーセント増でございます。ご承知のとおり、消費税につきましては、税率の引き上げが決定され、社会保障・税一体改革大綱において、その用途を明確化し社会保障財源化するとされたことを受け、年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化対策、いわゆる、社会保障 4

経費に、充てるのが消費税法に明記をされたところであります。地方消費税につきましては、その引き上げ分の収入全額を、社会保障4経費プラス、その他の社会保障施策、すなわち、社会福祉、社会保険及び保健衛生の経費に充て、社会保障財源化することが地方税法に定められたところでございます。地方消費税交付金におきましては、この法制の趣旨に則り、税率引き上げ分を社会保障財源化分として区分計上し、介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療費療養給付費負担金、障害福祉サービス費、乳幼児等医療費の財源にしたいと考えております。

ゴルフ場利用税交付金は、5,420万円、11.1パーセント減。

自動車取得税交付金は、2,410万円、32.9パーセント減を計上いたしております。

地方特例交付金は、570万円、対前年度比で6.6パーセントの減であります。決算見込額ベースでは前年度並みの金額を計上いたしております。

地方交付税は、61億3,431万6,000円、対前年度比1.0パーセント減を計上いたしております。平成26年度地方財政対策では、国の地方交付税総額は、16兆9,000億円、対前年度比1パーセントの減。地域の元気創造事業費が、新たな費目として創設されましたが、地方消費税率引上げに伴う地方消費税交付金の増額分が100パーセント基準財政収入額に算入されるなどの理由で、前年度を下回る見込みでございます。

交通安全対策特別交付金は、500万円。例年、一定額を計上いたしております。

分担金及び負担金につきましては、1億3,029万円、対前年度比4.4パーセント減を計上いたしております。うち、分担金におきましては、780万4,000円、23.6パーセントの減で、土地改良事業分担金、町単独補助治山事業分担金など、前年度同様の受益者分担金を計上いたしております。負担金におきましては、1億2,248万6,000円、2.9パーセントの減。周辺整備事業に伴うにしはりま環境事務組合負担金の減少などがございます。

使用料及び手数料につきましては、2億6,802万4,000円、対前年度比4.1パーセント減を計上しております。うち使用料におきましては、2億784万4,000円、0.3パーセントの減。町営住宅使用料、文化情報センター使用料、町民プール使用料など、経常収入を前年度同様計上しております。手数料におきましては、6,018万円、15.4パーセントの減で、搬入ごみ処理手数料の減が主なものでございます。そのほか、戸籍関係手数料など経常収入を前年度同様に計上をいたしております。

国庫支出金につきましては、5億9,292万4,000円、対前年度比27.6パーセント増を計上いたしております。うち、国庫負担金におきましては、4億1,636万5,000円、1.4パーセントの減。児童手当負担金、障害者福祉サービス負担金などが主なものであります。国庫補助金におきましては、1億7,227万5,000円、350.2パーセントの増。消費税率の引き上げによって、低所得者や子育て世帯への影響を緩和するため臨時福祉給付金、子育て世帯臨時交付金が皆増し、そのほか、障害者地域生活支援事業補助金、社会資本整備総合交付金、大規模建築物耐震改修促進事業補助金、空き家再生等推進事業補助金などを計上いたしております。国庫委託金におきましては、428万4,000円、0.02パーセントの増で、基礎年金等事務委託金などを計上いたしております。

県支出金につきましては、6億9,509万2,000円、対前年度比4.5パーセント減を計上。うち、県負担金におきましては、2億6,110万3,000円、7.1パーセントの増。児童手当負担金、国民健康保険及び後期高齢者医療に係る保険基盤安定負担金、障害者福祉サービス負担金などが主なものであります。県補助金におきましては、2億4,357万4,000円、5.6パーセントの減。民生費関係は、福祉医療費関係の補助金が主なものであります。農林水産業費関係では、基盤整備促進事業補助金、森林整備地域活動支援交付金、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金、治山事業補助金など、継続的な事業を中心に、当該財源を計上いたしております。土木費関係では、大規模建築物耐震改修促進事業補助金を

追加計上しております。教育費関係は、前年度同様の予算計上を行っております。県委託金におきましては、1億9,041万5,000円、15.9パーセントの減。従前からの、県税徴収事務委託金、県営地籍調査事業費委託金が主なものであります。

財産収入につきましては、6,832万4,000円、対前年度比7.8パーセントの減であります。うち、財産運用収入におきましては、6,811万6,000円、7.8パーセントの減。内訳は、土地、建物および光ファイバー網の賃貸料として、利子及び配当金などがございます。財産売却収入におきましては、20万8,000円、前年度と同額であります。

寄附金につきましては、400万1,000円、対前年度比0.02パーセント減を計上。ふるさと応援寄附金400万円を見込んでおります。

繰入金につきましては、3億6,026万7,000円、対前年度比33.1パーセント増を計上いたしました。うち、特別会計繰入金におきましては、1,071万1,000円、138.2パーセントの増。

基金繰入金におきましては、3億4,955万6,000円、31.3パーセント増で、財政調整基金2億2,800万円、減債基金5,886万6,000円、ふるさと応援基金650万円、災害遺児等修学・生活支援基金120万円、災害復興基金5,499万円、それぞれ予算に繰り入れるものがございます。

繰越金につきましては、1,000円、前年同額で、名目予算であります。

諸収入につきましては、1億7,139万8,000円、対前年度比1.7パーセント増を計上しております。うち、延滞金加算金及び過料におきましては、300万円、前年度と同額であります。町預金利子におきましては、100万円、前年度と同額。受託事業収入におきましては、273万5,000円、58パーセント減。貸付金元利収入におきましては、95万1,000円、32.7パーセントの減。雑入におきましては、1億6,371万2,000円、4.5パーセントの増。消防団員退職報償金受入金、県市町村振興協会市町交付金、物件移転等補償費などを受け入れております。

歳入の最後、町債につきましては、16億4,400万円、対前年度比40.6パーセント減を計上いたしております。総務債におきまして、庁舎整備事業費へ合併特例債を9億6,590万円計上。臨時財政対策債につきましては、起債の残高圧縮のため借入を抑制し、本年度は計上いたしておりません。教育債におきましては、義務教育施設整備事業債5,850万円などを計上いたしております。

次に、歳出で、予算書4ページ、5ページでございます。

まず、議会費につきましては、1億2,351万1,000円、対前年度比8.3パーセント減を計上しております。議員報酬及びに職員給与等に係る経費が主なものであります。

総務費につきましては、22億8,533万7,000円、対前年度比9.4パーセント減を計上しております。

うち、総務管理費におきましては、20億8,655万9,000円、8.8パーセントの減であります。庁舎整備事業費では、前年度からの継続事業で10億6,000万円余りを計上しております。そのほか、主なものとしたしましては、企画費で、災害復興モニュメントの設置事業864万円、前年度からの継続事業の災害記録誌の作成に434万8,000円。まちづくり推進費では、地域自治包括交付金3,160万円。放送施設管理費では、防災行政無線施設の保守管理委託料921万6,000円を計上いたしております。

徴税费におきましては、1億1,684万6,000円、16.6パーセント減であります。賦課徴収費におきましては、納期前納付報奨金が制度の終了により皆減。また、平成27年度評価替えの準備経費といたしまして、固定資産評価更新業務委託料1,167万5,000円を計上しております。

戸籍住民登録費におきましては、3,447万9,000円、7.8パーセントの増であります。

選挙費におきましては、3,281万2,000円、39.8パーセントの減。町議会議員選挙費1,950万円、農業委員会委員選挙費584万5,000円、県議会議員選挙費445万1,000円、久崎財産区議会議員選挙費248万7,000円を、それぞれ皆増でございます。

統計調査費におきましては、1,351万9,000円、60.9パーセントの増で、経済センサス、商業統計調査、農林業センサスなどを予定いたしております。

監査委員費におきましては、112万2,000円、1.9パーセント増でございます。

次に、民生費につきましては、30億4,675万5,000円、対前年度比4.4パーセント増を計上しております。

うち、社会福祉費におきまして、20億6,160万9,000円、4.8パーセントの増。主なものといたしましては、社会福祉総務費で、臨時福祉給付金5,600万円、町社会福祉協議会助成金5,000万円、国民健康保険特別会計繰出金2億1,273万6,000円、介護保険特別会計繰出金3億4,253万4,000円などを計上しております。高齢者福祉費では、外出支援サービス事業委託料1,959万1,000円、外出支援事業助成金2,231万4,000円などを計上しております。後期高齢者医療費は、総額で4億1,461万7,000円。障害者福祉費は、障害者計画等策定業務委託料330万円の新規計上をはじめ、障害福祉サービス費など扶助費を中心に総額5億6,038万2,000円。介護予防事業費では、高齢者等住宅改造費助成金に800万円。ほっとちゃん運営費は、総額37万7,000円。地元自治会へ指定管理委託を予定いたしております。

次に、児童福祉費におきましては、9億6,479万2,000円、3.5パーセントの増で。主なものといたしましては、児童福祉総務費で、学童保育事業委託料700万8,000円、出産祝い金600万円、乳幼児等医療費7,231万円などがございます。児童措置費では、児童手当2億6,946万円、子育て世帯臨時特例給付金1,960万円を計上しております。保育園費は、経常的な運営経費5億3,557万3,000円を計上し、児童福祉施設整備費は、上月保育園整備の調査設計費700万円などを計上いたしております。子育て支援センター運営費は、総額2,120万4,000円。子ども子育て支援事業の計画策定に230万円。そのほか、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業など、継続して進めてまいります。

国民年金事務取扱費におきましては、1,084万3,000円、21.6パーセント増でございます。

災害救助費におきまして、951万1,000円、8.9パーセントの減であります。

次に、衛生費につきましては、12億3,133万6,000円、対前年度比3.6パーセント減を計上しております。

うち、保健衛生費におきましては、8億3,067万1,000円、0.7パーセントの減であり、主な内容といたしましては、保健衛生総務費で、救急医療等確保対策助成金625万円、病院群輪番制運営事業補助金2,185万円、簡易水道事業等特別会計繰出金2億5,265万7,000円などがあります。予防費では、おたふくかぜ、水痘、B型肝炎、ロタウイルスなど子供の任意接種を含む予防接種委託料4,587万7,000円、がん検診委託料1,462万6,000円などがございます。母子衛生費では、妊婦健康診査委託料784万円及び妊婦健康診査補助金166万6,000円、不妊治療支援補助金60万円、未熟児養育医療費14万5,000円を計上しております。環境衛生費では、住宅用太陽光発電システム設置補助金700万円、生活排水処理事業特別会計繰出金3億1,390万8,000円などがございます。

清掃費におきましては、4億66万5,000円、9.1パーセントの減であります。

主なものといたしましては、清掃総務費で、にしはりま環境事務組合負担金1億4,217万6,000円、資源回収ステーション設置補助金650万円などがあります。塵芥処理費は、最終処分場の経常的な経費を計上しております。

次に、農林水産業費につきましては、7億7,561万6,000円、対前年度比6.0パーセント減を計上しております。

うち、農業費におきましては、5億8,766万3,000円、8.1パーセントの減。主なものといたしましては、農業総務費で、農業共済事業特別会計繰出金2,554万7,000円などであり、農業振興費では、農作物特産定着化対策補助金1,469万5,000円、中山間地域等直接支払推進事業補助金3,523万5,000円、野生動物防護柵設置費補助金1,640万円、新規就農総合支援事業費補助金300万円、農地集積協力金300万円、経営体育成支援事業補助金350万4,000円などでございます。特産品販売促進施設整備事業費では、調査設計費を500万円計上しております。地域農政対策事業費では、農業の担い手確保補助金2,536万6,000円などであります。農地費では、町単土地改良事業、土地改良維持管理適正化事業、周辺整備事業などに係る工事請負金1,330万円、土地改良事業共同施行補助金2,800万円などを計上しております。地籍調査事業費は、口長谷地区など9地区、5.33平方キロメートルの関係経費、総額1億8,944万2,000円でございます。

林業費におきましては、1億8,795万3,000円、1.4パーセントの増で、主なものといたしましては、林業総務費で、町行造林事業委託料785万5,000円、有害鳥獣対策として、鳥獣被害対策実施隊員報酬151万2,000円、大型獣処理委託料150万円、有害鳥獣駆除活動補助金2,977万3,000円、シカ緊急捕獲拡大事業負担金1,053万3,000円などであります。林業振興費では、林道・作業道の路網整備事業費1,150万円、町単独間伐事業補助金1,938万8,000円、森林整備地域活動支援交付金1,001万9,000円などであります。治山事業費は、災害関連事業の荒廃溪流整備事業費として総額5,447万円を計上いたしております。

次に、商工費につきましては、1億5,896万9,000円で、対前年度比1.0パーセント増を計上いたしております。

主なものといたしましては、商工総務費で、消費者行政活性化事業費353万1,000円。商工業振興費では、新たに町内の中小企業者への支援として、中小企業者支援事業資金融資利子補給金500万円を計上しております。そのほか、町商工会助成金2,672万円、災害対策運転資金融資利子補給金50万円などであります。観光費では、地域の夢支援事業補助金として500万円を計上し、NHKの大河ドラマ軍師官兵衛の関連事業を実施する地域づくり協議会へ交付をいたします。そのほか、町観光協会補助金617万2,000円、西はりま天文公園特別会計繰出金1,790万円、笹ヶ丘荘特別会計繰出金3,070万4,000円などであります。

次に、土木費につきましては、16億9,213万1,000円、対前年度比3.8パーセント増を計上しております。

うち、土木管理費におきましては、8,575万5,000円、1.6パーセント減。主なものといたしまして、土木総務費の急傾斜地崩壊対策事業負担金2,050万円、大規模建築物耐震改修促進事業補助金566万8,000円、住宅耐震改修促進事業補助金300万円などがございます。

道路橋梁費におきましては、6億3,538万2,000円、17.0パーセントの減。道路維持費、道路新設改良費、橋梁維持費、橋梁新設改良費の総額は、それぞれ1億4,095万円、3億2,341万1,000円、3,000万円、7,474万2,000円でございます。

河川費におきましては、3,261万6,000円、9.6パーセントの減であり、災害関連河川維持費や河川清掃費などであります。

都市計画費におきましては、4,532万4,000円、0.9パーセントの増で、播磨高原広域事務組合上下水道事業繰出金が主なものであります。

下水道費におきましては、8億4,628万7,000円、33.3パーセント増で、住宅費にお

きましては、4,676万7,000円、24.7パーセントの減。

町営住宅の除却事業費730万円を新規計上し、そのほか、通常の維持管理費でございます。

次に、消防費につきまして、6億2,727万7,000円、対前年度比37パーセント減を計上しております。

常備消防費は、西はりま消防組合への負担金4億6,780万7,000円などを計上し、非常備消防費で主なものといたしましては、団員報酬1,685万9,000円、退職消防団員報償金2,700万円、消防団員等基金負担金2,454万4,000円、消防施設整備費補助金1,253万2,000円などがあります。災害対策費では、土嚢袋・毛布等の備蓄品費509万6,000円、指定避難所の簡易備蓄倉庫などの備品費を374万6,000円計上いたしております。

次に、教育費につきまして、10億273万3,000円、対前年度比11.1パーセント増を計上いたしております。

うち、教育総務費におきましては、1億8,923万5,000円、2.9パーセントの減で、主なものといたしましては、三土中学校事務組合負担金1,910万8,000円、平成21年台風第9号災害遺児等修学・生活支援金120万円などがございます。国際理解教育推進事業費、特別支援教育推進費の総額は、それぞれ1,029万6,000円と910万8,000円でございます。

小学校費におきましては、1億8,985万1,000円で、35.5パーセントの増であります。内訳といたしましては、学校管理費が総額8,964万9,000円、教育振興費が2,363万円、通学対策費が5,832万2,000円、小学校施設整備費が1,825万円。通学対策費には、学校統合に伴う通学用車両の購入費1,635万円を、小学校施設整備費には、学校体育館の耐震対策として、吊り天井の撤去に係る実施設計費330万円を計上いたしております。

中学校費におきましては、1億2,920万2,000円、37.3パーセントの増であり、内訳といたしましては、学校管理費が総額4,893万6,000円。教育振興費が1,973万7,000円、通学対策費で2,467万9,000円。中学校施設整備費は、佐用中学校の質的整備事業費など3,585万円などを計上いたしております。

社会教育費におきましては、2億6,582万2,000円、8パーセントの増であり、主なものといたしまして、社会教育総務費では、文化協会補助金85万円、子ども歌舞伎育成会負担金160万円、手作り文化スタッフ助成金40万円などであり、生涯学習振興費は、総額1,234万4,000円。町高年大学、人権啓発や町文化祭などの経費であります。図書館費では、総額3,660万5,000円のうち、図書館システムの更新に約1,200万円を計上しております。さよう文化情報センター運営費も、前年同様、総額3,340万8,000円。通常の管理運営費であります。文化財保護費では、平福地域の歴史的なまちなみ保存と古民家再生事業による瓜生原邸改修事業に3,900万円を計上いたしております。

保健体育費におきましては、2億2,862万3,000円、0.6パーセントの増であり、主なものといたしまして、保健体育総務費では、スポーツ推進委員報酬100万7,000円、体育協会補助金670万円、マラソン大会運営助成金264万4,000円などがございます。スポーツ公園運営費は、総額1,904万6,000円で、上月スポーツグラウンド、南光スポーツ公園、三方里山公園などの管理費でございます。

次に、公債費につきましては、15億8,305万9,000円、対前年度比28.0パーセントの減を計上しております。元金償還金13億6,131万3,000円、利子償還金2億2,171万6,000円でございます。

次に、諸支出金につきましては、1億8,351万7,000円、対前年度比3.5パーセント増を計上しております。

うち、公営企業費におきまして、3,097万2,000円、12.6パーセントの減で、地方公営

企業法の適用を受ける水道事業会計への繰出金等であります。

基金費におきましては、1億5,254万5,000円、7.6パーセントの増でございます。一般会計に係る各種基金の積立金であります。

歳出の最後であります予備費につきましては、1,000万円、毎年同額を計上させていただいております。

続きまして、予算第2条、債務負担行為につきまして、第3表、債務負担行為によりましてご説明を申し上げます。6ページでございます。三日月福祉拠点施設指定管理委託につきましては、平成27年度36万円。中小企業者支援事業資金融資利子補給につきましては、平成27年度から平成29年度まで1,400万円。それぞれ、地方自治法第214条の規定に基づきまして、期間、限度額を定めるものでございます。

次に、予算第3条、地方債につきまして、第3表、地方債によりまして説明を申し上げます。7ページでございます。過疎地域自立促進事業1億1,430万円。庁舎建設等整備事業9億6,590万円。児童福祉施設整備事業1,140万円。農業生産基盤整備事業1,160万円。特産品販売促進施設整備事業230万円。道路新設改良事業3億5,540万円。急傾斜地崩壊対策事業1,810万円。消防施設設備整備事業7,670万円。義務教育施設整備事業5,850万円。歴史的環境保存施設整備事業1,850万円。図書館整備事業1,130万円。以上のとおり、起債予定額につきまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法などを定めるものでございます。

次に、予算第4条、一時借入金につきましてご説明申し上げます。地方自治法第235条の3第2項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を30億円と定めるものであります。

最後に、予算第5条、歳出予算の流用につきましてご説明申し上げます。地方自治法第220条第2項の規定に基づきまして、歳出予算の流用の禁止の例外を設けるもので、一般会計における各項の間の流用を認める経費について、予算第5条第1項第1号に規定する人件費と定めております。

以上で、一般会計予算の提案の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第30号、平成26年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算についてのご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,316万円と定めるものであります。

その内容につきまして、第1表、歳入歳出予算によりましての説明を申し上げます。

まず、歳入であります。予算書1ページをご覧ください。財産収入につきましては、財産運用収入502万7,000円で、口長谷地域の申山残土処分地を佐用・IDECメガソーラー有限責任事業組合へメガソーラー用地として貸し付けましたので、その用地賃貸料でございます。

諸収入につきましては、貸付金元利収入813万3,000円で、佐用・IDECメガソーラー有限責任事業組合へ貸し付けをした資金の元金及び利息の返済収入であります。

次に、歳出でございます。諸支出金につきましては、繰出金333万4,000円で、一般会計への繰出金でございます。334万4,000円は貸付金元金分で、一般会計におきまして合併振興基金へ積み戻しをいたします。

予備費につきましては、982万6,000円であります。

以上で、メガソーラー事業収入特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第31号、平成26年度佐用町国民健康保険特別会計予算につきましての提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ22億4,212万5,000円といたしております。

その内容につきまして、第1表、歳入歳出予算によりましての説明を申し上げます。

まず、歳入から説明いたします。予算書1ページをご覧ください。

国民健康保険税につきましては、3億9,660万円を計上し、対前年度比5.9パーセント、金額にして2,221万7,000円の増を見込んでおります。主なものといたしましては、一般被保険者国民健康保険税で3億5,352万4,000円を計上しております。

一部負担金は、4,000円、前年度と同額を計上しております。

使用料及び手数料は、15万円で、前年度同額、督促手数料でございます。

国庫支出金は、5億4,408万円を計上し、うち国庫負担金は、療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金で4億397万4,000円を見込み、国庫補助金は1億4,010万6,000円で、財政調整交付金などが主なものでございます。

療養給付費等交付金は、2億102万4,000円で、退職被保険者の保険給付費に係る交付金を計上いたしております。

前期高齢者交付金は、4億8,164万3,000円を計上し、前期高齢者の各医療保険者間の負担の不均衡を調整する交付金であります。

県支出金は、1億4,126万6,000円を計上し、うち県負担金は、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金1,244万6,000円を、県補助金は、財政調整交付金1億2,882万円を計上いたしております。

共同事業交付金は、2億4,275万7,000円を計上し、著しく高額な医療費の発生による影響を緩和するための交付金で、高額医療費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業の交付金であります。

財産収入は、7万8,000円で、保険給付費準備基金から生じる利子でございます。

繰入金は、2億3,273万6,000円で、他会計繰入金は、一般会計から2億1,273万6,000円の繰り入れ、基金繰入金は保険給付費準備基金から2,000万円の繰り入れであり、対前年度比で4,722万9,000円、25.5パーセント増を計上いたしております。

繰越金は、2,000円、名目予算であります。

諸収入は、178万5,000円を計上、延滞金、加算金及び過料110万円、受託事業収入1,000円、雑入68万4,000円などあります。

次に歳出についてのご説明を申し上げます。

総務費では3,587万1,000円を計上し、内訳は、総務管理費が、人件費・事務費として3,372万7,000円、徴税費が保険税の賦課徴収経費184万9,000円、運営協議会費29万3,000円、趣旨普及費2,000円でございます。

次に、保険給付費では15億8,754万2,000円を計上し、療養諸費14億349万4,000円、高額療養費1億7,562万円、移送費10万円、出産育児諸費630万4,000円、葬祭諸費200万円、結核医療付加金2万4,000円などがございます。

後期高齢者支援金等は、2億4,554万3,000円で、後期高齢者医療制度を支える拠出金を計上いたしております。

前期高齢者納付金等は40万1,000円、老人保健拠出金は1万4,000円を計上いたしております。

介護納付金は、1億828万7,000円で、介護給付に要する経費を計上しております。

共同事業拠出金は、2億4,275万7,000円で、高額な医療費等の発生による影響を緩和するための、共同事業交付金の財源となる、高額医療費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業の拠出金を計上いたしております。

保健事業費は1,030万7,000円を計上し、特定健康診査等事業費855万1,000円、保健事業費175万6,000円あります。

基金積立金は7万8,000円で、保険給付費準備基金から生じます、利子分の積み立てを計上いたしております。

諸支出金は 132 万 5,000 円を計上し、償還金及び還付加算金でございます。

予備費は、1,000 万円を計上いたしております。

次に、予算第 2 条、一時借入金についてであります。地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入の最高額を、3,000 万円と定めるものでございます。

最後に、予算第 3 条、歳出予算の流用につきましての説明をいたします。地方自治法第 220 条第 2 項に基づきまして、当該会計における各項の間の流用を認める経費について、予算第 3 条第 1 項第 1 号に規定する保険給付費と定めるものでございます。

以上、国民健康保険特別会計予算の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第 32 号、平成 26 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算についての提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 3 億 1,712 万 1,000 円といたしております。

その中身につきましては、第 1 表、歳入歳出予算によりましての説明を申し上げます。

まず、歳入から、予算書第 1 ページをご覧ください。

後期高齢者医療保険料につきましては、1 億 9,535 万 3,000 円を計上し、対前年度比 5.1 パーセント、金額にして 954 万 9,000 円の増を見込んでおります。

使用料及び手数料は 1,000 円で、督促手数料であります。

県広域連合支出金は 158 万 9,000 円、寄附金は 1,000 円の名目予算、繰入金は 1 億 1,586 万 4,000 円で、全額が他会計繰入金であり、繰越金は 380 万円でございます。

諸収入は 51 万 3,000 円を計上し、延滞金、加算金及び過料が 2,000 円、償還金及び還付加算金が 51 万円、雑入が 1,000 円でございます。

次に歳出でございますが、総務費は 2,344 万 5,000 円で、全額が総務管理費で、職員等の人件費及び電算システム更新等の事務費を計上いたしております。

保健事業費は 191 万 7,000 円、後期高齢者の健康診査に係る経費を計上いたしております。

後期高齢者医療広域連合納付金は 2 億 9,114 万 8,000 円、兵庫県後期高齢者医療広域連合に納付する、保険料や運営事務費等の負担金を計上いたしております。

諸支出金は 51 万 1,000 円を計上し、うち、償還金及び還付加算金が 51 万円、繰出金が 1,000 円でございます。

予備費は、10 万円を計上いたしております。

次に、予算第 2 条、一時借入金につきまして説明を申し上げます。

地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入の最高額を、1,000 万円と定めるものであります。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 33 号、平成 26 年度佐用町介護保険特別会計予算についてのご説明を申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 21 億 7,740 万 4,000 円、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 991 万 7,000 円と定めております。

その内容につきまして、第 1 表、歳入歳出予算によりましての説明を申し上げます。

予算書のうち、まず、事業勘定の歳入から説明を申し上げます。1 ページをご覧ください。

保険料は、介護保険料として第 1 号被保険者保険料 3 億 7,577 万 2,000 円を計上しております。

分担金及び負担金は、負担金として認定審査会受託金 2 万 3,000 円を計上しております。

使用料及び手数料は、手数料として督促手数料 1,000 円を計上しております。

国庫支出金 5 億 5,067 万 2,000 円のうち、国庫負担金を 3 億 6,011 万円、国庫補助金は 1 億 9,056 万 2,000 円となっております。

支払基金交付金は 5 億 8,967 万 9,000 円を計上しております。

県支出金 3 億 531 万 1,000 円のうち、県負担金が 2 億 9,902 万 4,000 円、県補助金は 628 万 7,000 円となっております。

財産収入は、財産運用収入として 3 万円を計上しております。

繰入金 3 億 5,196 万 2,000 円のうち、一般会計繰入金を 3 億 4,253 万 4,000 円、介護給付費準備基金繰入金は 942 万 8,000 円となっております。

繰越金は 1,000 円の計上をしております。

諸収入 395 万 3,000 円のうち、延滞金、加算金及び過料として 2,000 円、雑入として 395 万 1,000 円を計上しております。主なものとして、食の自立利用料 393 万 9,000 円でございます。

続いて、歳出であります。総務費は、1 億 266 万円を計上しております。そのうち、総務管理費は 8,951 万 2,000 円とし、主なものは、人件費並びに介護支援システム保守点検委託料 182 万 8,000 円、電算システム設定委託料 998 万円などです。介護認定審査会費は 1,204 万円とし、主なものは、主治医意見書等手数料 721 万 7,000 円、介護認定審査会委員報酬 300 万円などです。また、運営委員会費として 33 万円、地域支援事業費として 77 万 8,000 円をそれぞれ計上いたしております。

保険給付費は、20 億 2,810 万 3,000 円を計上しております。そのうち、介護サービス等諸費は 17 億 9,670 万円とし、主なものは、在宅介護サービス給付費 5 億 948 万 6,000 円、地域密着型介護サービス給付費 3 億 9,310 万 3,000 円、施設介護サービス給付費 7 億 9,933 万 9,000 円などです。支援サービス等諸費は 8,805 万 8,000 円とし、主なものは、介護予防サービス給付費 6,711 万 7,000 円です。また、その他諸費として 141 万円、高額介護サービス等費として 3,547 万円、特定入所者介護サービス等費 9,871 万 8,000 円、高額医療合算介護サービス等費 774 万 7,000 円をそれぞれ計上いたしております。

地域支援事業費は、2,280 万円を計上しております。そのうち、介護予防事業費は 527 万 9,000 円、包括的支援事業費は 203 万 2,000 円です。また、任意事業費として 1,548 万 9,000 円計上しており、主なものは、家族介護支援事業委託料 1,021 万 9,000 円、生きがいと健康づくり事業委託料 425 万円などです。

基金積立金は、介護給付費準備基金積立金として 3 万円を、諸支出金は償還金及び還付加算金 81 万円、繰出金 1,000 円の合計 81 万 1,000 円を、また、公債費は財政安定化基金貸付金償還元金で 2,000 万円を、予備費としては 300 万円をそれぞれ計上いたしております。

続いて、サービス事業勘定についての説明を申し上げます。23 ページであります。

歳入では、サービス収入で居宅支援サービス計画費収入として 991 万 7,000 円を計上しております。

歳出では、サービス事業費で介護予防支援委託料として 682 万 9,000 円、一般会計への繰出金として 308 万 8,000 円をそれぞれ計上しております。

次に、予算第 2 条、一時借入金についてであります。地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額は、事業勘定 3,000 万円、サービス事業勘定 3,000 万円と定めるものでございます。

最後に、予算第 3 条、歳出予算の流用についてであります。地方自治法第 220 条第 2 項のただし書きの規定に基づきまして、当該会計における各項の間の流用を認める経費

について、予算第3条第1項第1号に規定する保険給付費と定めるものであります。

以上で、介護保険特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第34号、平成26年度佐用町朝霧園特別会計予算についてのご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,651万円と定めております。

その内容につきまして、歳入歳出予算よりの説明を申し上げます。

歳入から説明を申し上げます。事業収入につきましては、定員50名の施設入所者にかかわる収入金として1億1,489万3,000円、寄附金は1,000円。繰入金につきましては、一般会計よりの繰入金1,104万6,000円でございます。諸収入につきましては、短期宿泊事業の受託事業収入38万1,000円と雑入18万9,000円の合計57万円を計上いたしております。

次に歳出でございますが、民生費、老人ホーム費1億2,647万円のうち、一般管理費では施設運営のための人件費及び施設管理費など8,335万4,000円を、運営費では、入所者に関する食事材料費など4,311万6,000円をそれぞれ計上しております。予備費は、4万円を計上しております。

次に、予算第2条、一時借入金につきまして申し上げます。一時借入金につきましても、当該年度中の一時借入金の限度額の最高を100万円と定めるものでございます。

以上で、朝霧園特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第35号、平成26年度佐用町簡易水道事業特別会計予算についてのご説明を申し上げます。

平成26年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億6,358万円に定めるものであります。

その内容につきましては、第1表、歳入歳出予算によりましての説明を申し上げます。

まず、歳入から予算書1ページをご覧ください。

分担金及び負担金につきましては、新規加入5件、給水工事負担金1件を見込み174万2,000円を計上いたしました。

使用料及び手数料につきましては、3億5,243万4,000円を計上し、うち使用料におきましては3億5,211万1,000円で、内訳といたしまして、平成25年度の使用状況を勘案し、水道使用料現年度分3億5,090万3,000円、滞納分120万1,000円を見込み、行政財産使用料7,000円を計上し、手数料におきましては32万3,000円、内訳は、設計・検査手数料10万2,000円、開閉栓手数料等22万1,000円でございます。

財産収入につきましては、財産運用収入24万1,000円を計上し、内訳は、財政調整基金預金利子でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金として、建設改良費及び元利償還金等の財源として2億5,265万7,000円を予定いたしております。

諸収入につきましては、雑入におきまして河川改修事業等に伴う送配水管移設工事等の県補償費として1億9,650万5,000円を、町債につきましては、簡易水道事業債6,000万円を計上いたしております。

次に、歳出についてでございますが、2ページをご覧ください。

簡易水道事業費につきましては、5億1,081万6,000円を計上いたしております。

うち、管理費におきましては、2億1,966万7,000円で、一般管理費の主なものは、審議会委員報酬、人件費及び経常経費であります。なお、公課費として消費税納付金は1,441万2,000円でございます。

現場管理費におきましては、1億7,573万6,000円で、簡易水道施設の維持管理運転経費を計上しております。内訳は、需用費では、浄水場等の光熱水費、医薬材料費及び電

気計装設備・送配水管等の修繕費として 8,198 万 7,000 円を計上しております。役務費は、浄水施設等の電話回線使用料として 310 万 4,000 円。委託料は、浄化槽管理委託料 3 万 4,000 円、電気保安業務委託料 76 万 4,000 円、施設清掃管理委託料 219 万 4,000 円、水質検査委託料 45 万円、メーター検針委託料 5,500 件で 462 万 5,000 円、電気計装設備管理委託料 33 万 5,000 円、メーター交換委託料 630 基分として 197 万 3,000 円、水道施設管理業務委託料 4,783 万 9,000 円でございます。工事請負費におきましては、浄水設備整備工事、浄水場ろ過膜洗浄工事、薬注装置の更新、沈殿池、取水井の清掃等で 2,604 万 7,000 円でございます。原材料費では、水道嵩上げ資材及びメーター等の購入費、漏水等の補修資材費として 564 万 2,000 円でございます。

建設改良費につきましては、2 億 9,114 万 9,000 円で、委託料として河川改修事業及び国・県道改良工事に伴う、送配水管移設設計費等に 900 万円、工事請負費として、同じく河川改修に伴う送配水管移設工事費、真盛、佐用取水施設新設工事等で 2 億 8,210 万円でございます。

公債費につきましては 3 億 5,266 万 4,000 円、内訳は、簡易水道事業債等の償還元金 2 億 9,380 万 4,000 円、償還利子 5,886 万円でございます。

次に、予算第 2 条、地方債につきまして、第 2 表の地方債によって説明を申し上げます。簡易水道事業で 6,000 万円の起債予定額につきまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法などを定めるものでございます。

次に、予算第 3 条、一時借入金については、地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を 2,000 万円と定めるものでございます。

以上で、簡易水道事業特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 36 号、平成 26 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についての、ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11 億 6,242 万 4,000 円に定めるものでございます。

その内容につきまして、歳入歳出予算によって説明を申し上げます。

まず、歳入から申し上げます。

分担金及び負担金につきましては、5 件の新規加入と 2 件の工事負担金を見込み、157 万 7,000 円を計上いたしました。

使用料及び手数料につきましては、2 億 565 万 4,000 円を計上し、うち使用料におきましては 2 億 559 万 4,000 円で、施設使用料 2 億 552 万 5,000 円及び、行政財産使用料 6 万 9,000 円でございます。手数料におきましては 6 万円で、工事店等指定手数料でございます。

国庫支出金につきましては、生活排水施設統廃合事業補助金として 400 万円。

繰入金といたしましては、一般会計からの繰入金 8 億 4,628 万 7,000 円。

繰越金につきましては 1,000 円。

諸収入につきましては、河川改修事業及び国・県道改良工事に係る管渠移設の県補償費等、9,250 万 5,000 円。

町債につきましては、公共下水道事業債として 1,240 万円でございます。

次に、歳出であります。公共下水道事業費につきましては、3 億 5,133 万 5,000 円を計上いたしております。

うち、管理費におきまして、1 億 9,380 万 2,000 円で、その主なものは、一般管理費においては、人件費及び関係団体の負担金等の経常経費であります。公課費は、消費税の納付金 1,762 万 6,000 円などあります。

現場管理費については、5 カ所の処理場、約 120 カ所のマンホールポンプ場及び雨水

ポンプ場並びに下水道管路の維持管理に要する経費で、各施設の電気料 3,802 万 8,000 円、水道料 44 万 4,000 円、医薬材料費 623 万 9,000 円、修繕料 476 万 4,000 円で機器修繕及びマンホールの修繕費。役務費で、通信電話料等 561 万 6,000 円で警報通報システム経費を計上いたしております。委託料では、8,088 万円を計上し、浄化センターの管理委託料、汚泥処理委託料、水質検査委託料、機器の点検整備委託料等で、工事請負費は、1,486 万 1,000 円で、管路修繕工事、舗装補修工事、マンホールポンプ修繕工事、各施設の機械電気設備の補修工事等の経費でございます。

事業費におきましては、1 億 5,753 万 3,000 円で、建設改良費であります。委託料は、河川改修事業及び国・県道路改良に伴う管路移設工事設計、生活排水施設統廃合計画策定業務委託で 1,600 万円。工事請負費は 1 億 800 万円を計上し、新規加入者の公共ます設置工事、管渠の補修工事等と河川改修事業及び国・県道の改良工事に伴う管渠移設工事費であります。

公債費につきましては、8 億 1,098 万 9,000 円で町債償還元金及び町債償還利子でございます。

予備費につきましては、10 万円の計上をいたしております。

次に、地方債についてであります。特定環境保全公共下水道事業で 1,240 万円の起債予定額につきまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法等を定めるものでございます。

次に、一時借入金についてであります。地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を 1,000 万円と定めるものでございます。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 37 号、平成 26 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算についての説明を申し上げます。

平成 26 年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 億 3,811 万 8,000 円に定めるものでございます。

その内容につきましては、歳入歳出予算によりまして説明をいたします。

まず、歳入から説明いたします。予算書 1 ページをご覧ください。

分担金及び負担金につきましては、2 件の新規加入を見込み、負担金 85 万円を計上いたしました。

使用料及び手数料につきましては、現年度分浄化槽使用料 6,267 万円、農業集落排水施設使用料 5,754 万 8,000 円等で、1 億 2,061 万 9,000 円を計上いたしております。

繰入金につきましては、一般会計からの繰入金として、3 億 1,390 万 8,000 円計上しております。

繰越金につきましては、1,000 円であります。

諸収入につきましては、検査事務手数料等で 274 万円を見込んでおります。

次に、歳出でございます。生活排水処理事業費につきましては、2 億 1,250 万 5,000 円あります。うち、浄化槽管理費におきましては 1 億 2,289 万 7,000 円、ブロー一交換、漏水修理等の修繕料として、840 万 8,000 円、浄化槽 1,841 基の保守管理点検、水質検査等の委託料として 1 億 434 万 9,000 円、公課費といたしまして消費税納付額 966 万 9,000 円を見込んでおります。

浄化槽事業費におきましては、河川改修に伴う浄化槽移設工事費として 1 基 200 万円を計上いたしております。

農業集落排水施設管理費におきましては、8,570 万 8,000 円とし、内訳は、一般管理費では、人件費及び関係機関負担金等経常経費を 1,703 万 3,000 円、現場管理費では、

6,867万5,000円を計上し、主なものは需用費として、処理場等の電気料1,605万6,000円、ポンプ・ブロワー等の修繕料315万円、医薬材料費98万4,000円を、委託料として、浄化センター施設管理委託、汚泥処理委託、機器点検整備委託等で3,653万5,000円を見込んでおります。工事請負費におきましては、936万8,000円を計上し、污水管路工事、舗装補修工事、マンホールポンプ、機器設備等の補修工事費でございます。

農業集落排水施設事業費におきましては、190万円とし、国・県道等のまず設置工事費を計上いたしております。

公債費につきましては、合併処理浄化槽設置事業及び農業集落排水事業の町債償還元金及び償還利子で2億2,551万3,000円を計上いたしております。

予備費につきましては、10万円であります。

次に、一時借入金については、最高額1,000万円と定めております。

以上で、生活排水処理事業特別会計予算の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第38号、平成26年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算について、提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億474万9,000円といたしております。

その内容につきまして説明を申し上げます。

まず、歳入から説明を申し上げます。1ページをご覧ください。

使用料及び手数料につきましては658万8,000円で、使用料におきまして、町立野外活動センターの使用料収入を計上いたしております。

財産収入につきましては、9万1,000円、基金預金利子でございます。

繰入金につきましては、1,790万円で、町費支弁職員2名の人件費等でございます。

繰越金につきましては、科目設定、名目予算で1,000円でございます。

諸収入につきましては、雑入8,016万9,000円で、天文台公園運営委託金が主なものでございます。

次に、歳出であります。教育費につきましては、社会教育費1億435万7,000円あります。うち、社会教育総務費で人件費で5,004万5,000円を、グループロジック運営費で町施設の野外活動センターの管理運営に伴う費用を839万6,000円、天文台公園運営費で野外活動センターを除く施設の管理運営のための費用4,591万6,000円を計上いたしております。

諸支出金につきましては、基金費として9万2,000円を計上しております。

予備費につきましては、30万円を計上しております。

次に、一時借入金についてであります。当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を、1,000万円と定めております。

以上で、西はりま天文台公園特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第39号、平成26年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算につきましての提案のご説明を申し上げます。

この予算は、笹ヶ丘荘の管理運営にかかる予算であり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,072万4,000円といたしております。

その内容につきまして説明を申し上げます。

まず、歳入から、予算書第1ページをご覧ください。

笹ヶ丘荘事業収入につきましては、事業収入9,994万円で、使用料及び受託事業受入金でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金3,070万4,000円でございます。

諸収入につきましては、雑入の8万円あります。

次に、歳出でございます。笹ヶ丘荘費につきましては、笹ヶ丘荘管理運営費1億

3,072万4,000円で、笹ヶ丘荘及び交流会館運営に係る費用でございます。

次に、予算第2条の一時借入金でございますが、当該年度中の一時借入金の借り入れ最高額を1,000万円と定めております。

以上で、笹ヶ丘荘特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第40号、平成26年度佐用町歯科保健特別会計予算についてのご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,661万3,000円と定めております。

その内容につきまして、まず、歳入から説明を申し上げます。1ページをご覧ください。

診療収入は、保険診療報酬の外来収入1,652万円。財産収入は、財産運用収入1,000円。繰入金は一般会計繰入金800万円。繰越金は1,000円。諸収入は雑入として、歯ブラシ売上料など209万1,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、歳出でございますが、総務費2,329万2,000円の内、主なものは、歯科医師報酬744万円のほか、歯科衛生士等の賃金467万1,000円などを計上いたしております。

医業費332万1,000円のうち、主なものは、医薬材料費156万円、歯科技工委託料132万円などを計上しております。

次に、予算第2条、一時借入金についてであります。当該年度中の一時借入金の限度額の最高額は1,000万円と定めております。

以上で、歯科保健特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第41号、平成26年度佐用町宅地造成事業特別会計予算についてのご説明を申し上げます。

この予算は、さよひめ団地1区画、広山団地2区画、長尾団地1区画の分譲及び、基金造成・公債費の償還にかかるものが主な内容であり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,385万2,000円といたしております。

その内容につきまして、まず、予算書により説明をさせていただきます。

まず、歳入から予算書1ページをご覧ください。

財産収入につきましては、2,249万2,000円で、うち、財産運用収入におきましては3万4,000円、財産売却収入におきましては2,245万8,000円でございます。

繰入金につきましては基金繰入金72万3,000円であります。

繰越金につきましては63万6,000円。

諸収入につきましては雑入、名目の1,000円でございます。

次に、歳出でございますが、宅地造成費につきましては2,266万5,000円で、主なものは基金費であります。

公債費につきましては72万3,000円で、町債元利償還金であります。

予備費につきましては、46万円4,000円あります。

次に、予算第2条の一時借入金につきましては、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を1,000万円と定めるものであります。

以上で、宅地造成事業特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第42号、平成26年度佐用町農業共済事業特別会計予算についてのご説明申し上げます。

平成26年度の収益的収入及び支出の予定額は、収入・支出とも1億445万3,000円を計上いたしており、対前年度比101.5パーセントでございます。

主な内容は、共済事業予定量、農作物共済の水稲については、引受戸数1,475戸、引受面積7万1,538アールで、前年より引受戸数で18戸の減。麦については、引受戸数8戸、引受面積3,820アールで、前年より引受面積で220アールの増を見込んでおります。

家畜共済では、引受戸数25戸、頭数で2,888頭、前年より102頭の減であります。

畑作物共済では、引受戸数 30 戸、引受面積 1 万 762 アールで、前年より引受戸数で 2 戸の減、引受面積で 810 アールの増となっております。

園芸施設共済では、引受戸数 23 戸、58 棟で、前年より引受戸数で 3 戸、4 棟の減を見込んでおります。

損害防止事業といたしましては、前年度に引き続き獣害対策への補助、家畜の繁殖障害予防・混合飼料の配布等を予定いたしております。

収益的収入及び支出の農作物勘定は 485 万 7,000 円、家畜共済勘定は 5,413 万 9,000 円、畑作物共済勘定は 492 万 9,000 円、園芸施設共済勘定は 55 万円 5,000 円、業務勘定は 3,997 万 3,000 円を計上いたしており、農作物共済、家畜共済、畑作物共済、園芸施設共済は減額、業務勘定は増額となっております。

業務勘定収入の主なものといたしましては、一般会計からの補助金 2,554 万 7,000 円、共済事業加入者からの賦課金 452 万 2,000 円、県共済組合連合会からの損害防止助成金 113 万円を計上しております。

支出の主なものといたしましては、連合会への支払い賦課金 241 万 1,000 円、一般管理費 2,914 万 4,000 円、損害評価費 270 万 4,000 円、損害防止費 278 万 6,000 円を計上しております。

以上で、農業共済事業特別会計予算の提案の説明をさせていただきました。

次に、議案第 43 号、平成 26 年度佐用町石井財産区特別会計当初予算についての説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 365 万円といたしております。

予算の内容につきましては、予算書 1 ページより説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、繰越金 364 万 8,000 円、及び諸収入 2,000 円であります。

歳出につきましては、総務費 365 万円で、総務管理費におきまして、森林災害復旧委託料 20 万円、作業道整備事業負担金 50 万円、及びその他経費を計上いたしております。

以上で、石井財産区特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

最後に、議案第 44 号、平成 26 年度佐用町水道事業会計予算についての提案のご説明を申し上げます。

予算書 1 ページをご覧ください。第 2 条の業務の予定量であります。給水戸数 1,817 戸、年間総給水量 56 万 7,354 立米、一日平均給水量 1,554 立米、受託工事 1 カ所を予定しており、主要な建設改良事業は、河川改修事業及び国県道改良工事に伴う送排水管移設工事及び久崎、大酒取水施設の新設工事でございます。

第 3 条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入の第 1 款、水道事業収益におきまして、2 億 1,621 万 5,000 円で、第 1 項、営業収益は、水道料金、消火栓使用料、手数料等で 1 億 808 万 1,000 円を、第 2 項、営業外収益は 9,889 万 7,000 円で、高料金対策一般会計繰入金、長期前受金戻入、新規加入金等を予定いたしております。第 3 項、特別利益は 923 万 7,000 円でございます。

支出の第 1 款、水道事業費におきましては 3 億 7,727 万 5,000 円で、第 1 項、営業費用は、水道施設維持管理業務委託、電気計装等保守点検、電気料及び薬品費等の経常経費、メーター検針委託料、漏水及びポンプ等修繕費等で 2 億 6,263 万 2,000 円。第 2 項、営業外費用は、企業債借入金利息、久崎工業団地水源地改良工事、消費税等で 1 億 1,247 万 4,000 円を計上いたしております。第 3 項、特別損失は 206 万 9,000 円。第 4 項、予備費は 10 万円でございます。

次に、予算書 2 ページをご覧ください。

第 4 条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入の第 1 款、資本的収入におきましては 8 億 1,562 万 3,000 円で、第 1 項、企業債は、河川改修に伴う関連工事等に

500万円。第2項、他会計出資金は1,362万3,000円で一般会計特別出資金。第3項、他会計負担金は、消火栓工事に係るもので一般会計からの負担金300万円。第4項、工事負担金は、河川改修に伴う送配水管移設工事、久崎、大酒取水施設新設工事等の県補償費7億9,400万円を予定いたしております。

支出の、第1款、資本的支出におきましては9億1,143万5,000円とし、第1項、建設改良費は、河川改修に伴う水管橋及び送配水管路移設工事、久崎、大酒取水施設新設工事が主なものであり8億6,268万7,000円を、第2項では企業債償還金で4,874万8,000円を予定いたしております。

収入不足額9,581万2,000円は、過年度分損益勘定内部留保資金で補填する予定といたしております。

第5条の企業債につきましては、上水道施設改良事業のため、借り入れ限度額を500万円、証書借り入れで利率3パーセント以内、償還の方法は表内記載のとおり定めるものであります。

第6条の一時借入金につきましては、当該年度中の借り入れ限度額を2,000万円と定めております。

次、予算書の3ページであります。第7条につきましては、予定支出の各項の経費の金額の流用できる金額を定め、第8条につきましては、議会の議決をへなければ流用することのできない経費、職員給与費及び報酬を定めるものでございます。

第9条につきましては、他会計からの補助金として一般会計からの高料金対策費1,694万1,000円、基礎年金拠出金拠出額40万8,000円と定めております。

第10条につきましては、たな卸し資産購入限度額を46万1,000円と定めております。

第11条につきましては、河川改修に伴う久崎水源地及び大酒水源地の井戸の新設に係る、重要な資産の取得及び処分を予定いたしております。

内容の詳細につきましては、5ページからの佐用町水道事業会計の予算実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表、注記表、前年度の予定損益計算書および予定貸借対照表、収入支出見積基礎を添付いたしておりますのでご覧いただきたいと存じます。

以上で、水道事業会計予算の提案の説明とさせていただきます。

以上、大変長くなりましたけれども、平成26年度各会計の当初予算、一般会計並びに特別会計予算の提案の概要を説明をさせていただきました。

十分ご審議をいただきまして、それぞれ適切妥当な結論をいただき、ご承認賜りますように、お願いを申し上げます。終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） お疲れ様でした。

提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題としております議案第29号ないし議案第44号につきましては、平成26年度佐用町一般会計並びに各特別会計予算であります。この件に関しましては、日程第53で、全員による予算特別委員会を設置し、予算特別委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 異議なしと認めます。よって議案第29号ないし議案第44号につきましては、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

ここでお諮りします。しばらく休憩したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

この議場の時計で3時25分まで、15分間休憩をいたします。

午後03時10分 休憩

午後03時25分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き、会議を再開します。

日程第50. 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（西岡 正君） 続いて日程第50に入ります。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今上程をいただきました、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員として活躍いただいております、佐用町平福151番地、井上眞生氏は2期6年間活動をしていただきましたが、本年6月30日をもって任期満了となるため、その後任といたしまして、佐用町上石井856番地3、平井均氏に人権擁護委員に就任していただきたく、候補者として推薦をいたしたいので、人権擁護委員法第6条第3号の規定により、議会の意見を求めるものであります。

人権擁護委員は、人格識見が高く広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解があり、中立・公正な人となっており、平井氏は、平成21年3月まで、町内の各小中学校に勤務されており、永きにわたる教員経験を生かした人権相談ができることから、この度、法務大臣に推薦しようとするものであります。

ご同意いただきますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

諮問第1号につきましては、本日即決といたします。

ここで、資料配付のため、しばらく休憩します。

午後03時28分 休憩

午後03時30分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き会議を続けます。

お諮りします。諮問第1号については、お手元に配付いたしました意見のとおり、適任と答申したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配付しました意見のとおり、適任と答申することに決定いたしました。

日程第 51. 同意第 1 号 損害評価会委員の選任同意について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 51 に入ります。
日程第 51、同意第 1 号、損害評価委員の選任同意についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程いただきました同意第 1 号、損害評価会委員の選任同意について提案のご説明を申し上げます。

現在の損害評価会委員の任期が本年の 3 月 31 日をもって満了となるため、その後任として、各地区から推薦いただいた、別紙の 26 名の方を新たに損害評価会委員に選任いたしたく、佐用町農業共済条例第 133 条及び第 134 条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は、平成 29 年 3 月 31 日まで 3 年間でございます。

ご審議いただき、ご同意賜りますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 当局の説明が終わりました。本案についても、本日即決といたします。

この際、お諮りします。本案については、人事案件でありますので、議事の順序を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。
それでは、これより同意第 1 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
同意第 1 号を、原案のとおり同意することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって同意第 1 号、損害評価委員の選任同意については、原案のとおり同意されました。

日程第 52. 請願第 1 号 学校給食費の無料化を求める請願

議長（西岡 正君） 続いて日程第 52 に入ります。請願についてであります。

今期定例会に請願1件を受理いたしております。

請願第1号、学校給食費の無料化を求める請願を、議題といたします。

請願に対する紹介議員の説明を求めます。5番、金谷英志君。

紹介議員（金谷英志君） 学校給食費の無料化を求める請願について、請願趣旨を読み上げて説明いたします。

佐用町は急速に過疎が進んでおり思い切った対策が必要です。

特に子育て世代への支援を強めて子育てしやすい町にすることが過疎対策の中も重要な課題です。相生市は定住促進のための施策や学校給食費の無料化など、子育て支援の独自施策を行って社会要因の人口減に歯止めがかかる効果が現れています。

相生市の子育て支援の中で、もっとも費用がかかる学校給食費の無料化は、佐用町では年間約6,400万円で実施が可能です。町民一人当たりの基金額45万円は相生市の4倍、基金総額94億円にのぼるなど、佐用町には相生市でできることは実施可能な町財政があります。

佐用町の未来のために、子育て支援の一環として学校給食の無料化を求めるものであります。

以上、趣旨説明といたします。

議長（西岡 正君） 請願に対する紹介議員の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、請願第1号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑はございますか。ありませんか。

[質疑なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、これで質疑を終結します。

請願第1号は、会議規則第87条の規定により、所管の総務常任委員会に付託し、審査しますので報告いたします。

日程第53. 予算特別委員会の設置及び委員定数について

議長（西岡 正君） 続いて日程第53、予算特別委員会の設置及び委員定数についてを議題といたします。

お諮りします。平成26年度佐用町一般会計、13特別会計及び2事業会計の予算審議のため、全員による予算特別委員会を設置したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、全員による予算特別委員会を設置することに決定いたしました。

ここで、予算特別委員会の委員長及び副委員長の選任であります。委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において、互選するとなっており、先の全員協議会において協議され、決定されていますので、予算特別委員会の委員長及び

副委員長の氏名を議長より発表いたします。

佐用町議会予算特別委員会委員長に平岡きぬゑ君。副委員長に笹田鈴香君。以上の両君が選任されましたのでご報告いたします。

日程第 54. 委員会付託について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 54 に移ります。

日程第 54 は、委員会付託についてであります。

ここで、しばらく休憩します。

午後 0 3 時 3 4 分 休憩

午後 0 3 時 3 6 分 再開

議長（西岡 正君） 休憩を解き会議を続行します。

お諮りします。お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

議長（西岡 正君） 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。委員会等開催のため明 3 月 5 日から 13 日まで本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

次の本会議は、来る 3 月 14 日、午前 9 時 30 分より再開しますのでご承知くださいませようお知らせいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。どうも御苦勞様でした。

最後に、予算特別委員会委員長から挨拶がありますので、平岡委員長、よろしく申し上げます。

予算特別委員長（平岡きぬゑ君） どうも御苦勞様です。ただ今、選出されました予算委員会の委員長、私、平岡と、副委員長、笹田で、明日、明後日と予算委員会を開かせていただきます。

時間は、午前 9 時からですので、ぜひ皆さん、参集していただきますよう、よろしくお願いいたします。

ともに、スムーズに審議がいきますように、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、よろしくお願いいたします。

それでは、御苦勞さんでした。

午後03時38分 散会
